

官報

昭和五十二年十一月二日

○第八十二回 参議院會議録第七号

昭和五十二年十一月二日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第七号

昭和五十二年十一月二日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第三 投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第四 国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第五 アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第六 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

る説明書

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。宇野国務大臣。

〔国務大臣宇野宗佑君登壇 拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) まず、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国における原子力船開発に關しましては、

議事日程追加の件 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

原子力第一船の建造・運航により、原子力船に關する技術の確立を図るため、その開発を担当する機関として、日本原子力船開発事業団を設立することとし、昭和三十八年に日本原子力船開発事業団法を制定いたしました。

日本原子力船開発事業団は、原子力委員会が決定した原子力第一船開発基本計画に従ひまして、原子力船「むつ」の開発に努めてまいりましたが、昭和四十九年九月、出力上昇試験の際に発生した放射線漏れのため、現在、母港の岸壁に係留の状態にあり、原子力船開発は一時中断のやむなきに至っております。

このような事態に対処し、政府といたしましては、「むつ」放射線漏れ原因を調査するため、総理府において調査委員会を開催し、専門的な調査検討を求めたのでありますが、同委員会におきましては、自主技術による原子力船開発を達成するためには、「むつ」の開発を引き続き推進すべきであること、及び「むつ」は技術的に見て全体としてかなりの水準に達しており、適当な改善によって所期の目的を十分達成し得るものであることが結論として報告された次第であります。また、このことは、原子力委員会等におきましても、原子力船懇談会を設け原子力船開発のあり方等について各分野の学識経験者の意見を徴したところ、同様のことが確認されたのであります。

政府は、右に述べた各委員会等の意見を尊重し、検討した結果、引き続き日本原子力船開発事業団が中心となって「むつ」の開発に当たり、遮蔽改修、安全性終点検、出力上昇試験、実験航海等を行い、原子力船建造の経験を得るとともに、原子力船の安全性、信頼性を確保するための技術を蓄積する必要があると判断した次第であります。

政府といたしましては、日本原子力船開発事業団の設立目的を達成するため、日本原子力船開発事業団法が廃止するものとされる期限を、現行法に規定する昭和五十一年三月三十一日から十一年間延長して昭和六十二年三月三十一日に改正しようとする内容の法律案を国会に提出した次第であります。

以上が、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

昨年六月、わが国は、核兵器の不拡散に関する条約を批准いたしました。これにより、国際原子力機関との間に保障措置協定を締結することとなり、同協定について御承認をいただくべく、今国会に提出しているところであります。

本協定では、現在、わが国が受け入れております米英等五カ国との間の二国間原子力協力協定に基づき保障措置に比し、種々の合理化が図られており、わが国の原子力開発利用の促進に大きな寄与が期待されるところであります。本協定を実施するためには、立入検査に関する規定の整備等、国際規制物資の使用に關し、所要の国内制度の整備を行う必要があります。

次に、本法案の内容を述べさせていただきます。

本法案は、保障措置協定の実施に伴う国際規制物資の使用の規制に係るものであります。

わが国職員が立入検査を行う際、必要な試料を収去することとともに、国際原子力機関の指定する者も立入検査を行うことができることとするほか、国際規制物資を使用する者は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため計量管理規定を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする等、国際規制物資の使用の規制に關し、関係規定の整備を行うことといたします。

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

たしてあります。

なお、当初の政府案におきましては、以上のほか、再処理事業の規制に係る規定の整備も内容としておりましたが、衆議院におきまして、保障措置協定を一定期日までに発効させる必要があることに伴い、同協定の実施に関する規定のみに修正されております。

以上が、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。森下昭司君。

〔森下昭司君登壇、拍手〕

○森下昭司君 私は、ただいま議題に供されました日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表して、若干の質問を行います。

第一は、原子力開発に関する政府の姿勢についてであります。

わが国の原子力開発利用長期計画によれば、開発は今後わが国の科学技術水準の向上、産業構造の高度化等に多大な貢献を果たすことが期待されること、かつ、その理念は当初から一貫しており、何ら変わるものではないとされておるのであります。さらに、平和の目的に徹してこれを推進すべきこと、及び人間環境との調和を図る立場に立ってこれを進めるべきことを定め、長期的視点に立って整合性のある施策が講ぜられることが必要を旨を強調しているのであります。しかし、現実には、日米間の核燃料再処理問題、全国各地の原子力発電に対する反対、安全性への疑問など、幾多の問題が提起されており、ただひとりの被爆国民として、原爆への警戒は否定でき得ないのであります。

原子力基本法第二条で言う日本の原子力の研

究、開発、利用は、民主的な運営のもとに自主的にこれを行うものとし、その成果は公開されるべきことが規定されており、この民主・自主・公開のいわゆる原子力三原則は現在でも遵守されていると明言できるかどうか。さらに、平和利用の推進に徹する決意をこの機会に総理に求めるものであります。

第二は、原子炉等規制法の一部改正案との関係から、米国との東海村再処理施設に関する協力協定の問題についてであります。

本年九月十二日、ワシントンにおいて、宇宙科学技術庁長官及び米国防務省スミス核不拡散問題特別代表との間で共同声明で一応の終止符が打たれたのであります。この中で、東海村再処理施設は今後二カ年米国防務省使用済み燃料については九十九トンまで処理する、本施設に付設される予定のプルトリウム転換施設の建設を延期する、当初の運転期間が終了した時点において、もし運転試験設備での実験作業の結果と国際燃料サイクル評価計画の結果に照らして、混合抽出法が技術的に実行可能であり、かつ効果的であると両国政府が合意するならば、本施設の運転方式は在来の再処理法から全面的な混合抽出法に速やかに変更されることが合意に達しているのであります。

そこで、第一にお尋ねしたいのは、長年米国は、日本の原子力発電に関し、原子力発電プラントから排出される使用済みウランをプルトリウムに転換し、さらに発電段階で新プルトリウムを増殖するための施設を建設することを奨励してきたのであります。しかも、アメリカは、日本との間に米側供給の濃縮ウランの日本側の処理方式に条件をつけた二国間協定を結んでいるのであります。新たに発足したカーター政府は、プルトリウム発電炉方式に深刻な懸念を抱き、そのようなプロジェクトを二カ年間にわたり世界的に凍結するよう提唱し、その凍結期間中に、国際燃料サイクルの再評価計画によって、プルトリウム高速増殖炉にかわるものとして、安全度がより高く、しかも

採算のとれる方式がほかにかどうかを解明することになっていっているのではありませんが、西ドイツが同じ設計から成る年間四十トン程度の小規模な再処理工場を一九七一年から運転を開始しており、この工場は米国の規制の対象に入っていないのであって、わが国はいわゆる差別をされたのではないのかとの感を受けるのであります。科学技術庁長官はどう思うのか、お答えをいただきたいのであります。

第二に、本施設に付設される予定のプルトリウム転換施設の延期、すなわち、硝酸プルトリウムを酸化プルトリウムに変える転換工場の建設延期は、核燃料サイクルの確立という立場に立つて考慮すれば、重大な譲歩ではなかったのか。これによってわが国の原子力開発計画はさらに修正せざるを得ないのでありますが、長官の見解を承りたいのであります。

第三は、核燃料サイクルの確立は今後どうなっていくのか、その見通しを明らかにしていただきたいのであります。

通産大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会の需給部会での長期エネルギー需給暫定見通しによれば、五十年から六十年までの実質経済成長率を毎年六％程度とし、現在の省エネルギー政策や石油にかわるエネルギー政策をそのまま続けた場合を前提として六十年の需要量と供給計画をはいており、これによりますと、六十年のエネルギー需要量は石油換算で七億四千万キロリットルと相なっているのであります。一方、供給面では、原子力、LNG、輸入石炭、地熱など、石油以外の供給量は一億九千万五千キロリットルであり、残りの五億五千万キロリットルを輸入石油に頼らざるを得なくなったのであります。調査会では流動的な要素が多いと予想をしておりますが、産油国の資源温存政策や国際的な需給逼迫の傾向から見ると、四億二、三千万キロリットルが石油輸入の限界量と予想されており、このままでは石油換算で約八千万キロリットル、一二％の

エネルギー不足になると言われているのであります。このような長期エネルギーの需給見通しによれば、原子力発電に期待をかける向きがあり、そのために核燃料サイクルの確立は大きな関心を呼んでいるところであります。

わが国は、少資源国という宿命のため、どうしてもウランの供給を海外に仰がざるを得ません。消費国としてのわが国は、今後十年間程度の必要なウランは既存長期契約によって確保されているが、それ以降については目下のところ見通しが立っていないのが現状であります。大勢から見ると、日本は世界ウラン需要量の約一〇％を占め、西暦二〇〇〇年ころまでに約五十万トンが必要とし、その三分の一の量を海外資源国における探鉱開発によって生産し、その国との協定により確保しようというのが今日の原子力委員会の政策であります。そのため、核燃料サイクルの確立は今後の原子力開発にとって不可欠のものと思っております。この共同声明によって、事実上核燃料サイクルはわが国にとって断念せざるを得ないのではないかと思うのであります。この点について、総合的な見地に立って、総理の御所見をお伺いをする次第であります。

第四は、今日動燃などにおきまして研究開発されております新型転換炉及び高速増殖炉についてであります。

高速増殖炉の実験炉「常陽」から原型炉「もんじゅ」へと、また、新型転換炉「ふげん」も来年春には臨界に達し、プルトリウム及びウランを燃料にした、よりよい効率的な原子炉の開発が進んでいるのであります。今回の日米共同声明によつて、「両国は、プルトリウムが核拡散上重大な危険を有するものであり、軽水炉でのリサイクルは、現時点では商業利用に供される段階にはなく、その尚早な商業化は避けられるべきであるとの見解を共有する」と取り決められているのであります。ただし、研究開発用の必要量は確保されているものの、これは今後の高速増殖炉及び新型

転換炉の研究開発に制約を受けることになり、実用炉は断念せざるを得ないのではないかと思うのでありますが、長官の見解をお尋ねする次第であります。

次に、日本原子力船開発事業団法についての見解であります。

現在の日本原子力船開発事業団法は昭和五十一年三月三十一日をもって「廃止するものとする」との規定から、私どもは、現存しない法律であるとの見解を持っています。政府は、事業団そのものは存続するが、死に体であるため活動面で制約を受けているとし、さらに、「廃止するものとする」との規定から、このような法律を廃止するためには、さらに別の廃止法律を必要とするとの見解を繰り返して述べているのであります。が、全く理解することができないのであります。一定期日に効力を失う旨の規定のある立法は、その終期に來れば自動的に失効するので、別に廃止措置を必要としないのであり、また、「廃止する」と一定期日に明文化したのも同様ののであります。全く官僚の所産と言わなければなりません。かつて、より明確化するため、昭和四十一年に、「廃止するものとする」との規定を、「効力を失う」に改めたものとして核燃料物質開発促進臨時措置法などがあり、今回の提案の際このような改正を行うのが妥当ではなかったのか、科学技術庁長官にお尋ねする次第であります。

次に、修理のための受け入れ港についてであります。

現在、候補地に上がっている長崎県は核燃料棒抜き受け入れを表明し、佐世保市は核燃料棒装荷のまま受け入れ可能を表明しているものであります。しかし、現実には、核燃料を抜こうとしても抜く場所がないというのが現状でありまして、燃料を抜くには特殊な施設が必要であります。青森県むつ市の母港にはその施設があったのであります。取り外して茨城県東海村の日本原子力研究所に運んでいるのであります。海岸近くにあつ

た燃料棒の貯蔵プールも埋められてしまつていたのであります。佐世保にたとえ回航したいしたとしても、抜くにも抜けないという状態でありまして、受け入れ港として不適格ではないかと考えているのであります。もしも、このまま佐世保に強行すれば、燃料棒を装荷したままであり、長崎県知事の諮問機関であつた長崎県の原子力船「むつ」の安全性に関する研究委員会の答申の中で、委員の過半数の七人の委員より「安全性を確保するために燃料を取り外した後修理点検を行うこと」という提言に反するものとなるが、佐世保港を白紙に戻す考えはないか、長官に見解を承りたいのであります。

さらに、このように県と市が異つた考え方を持っていると、自治大臣といつたしましては、総理大臣に対し、無用な混乱を避けるために、意見を積極的に述べる必要があると思つております。が、大臣の見解をお伺いする次第であります。

また、青森県のむつ市において、昭和四十九年十月十四日付、原子力船「むつ」の定係港入港及び定係港の撤去に関する合意協定書、いわゆる四者協定の調印とともに、漁業関係者に十二億八百万円に上る政治解決金を支給し、さらに、むつ市への一億七千万円を加えれば、十三億七千八百万円の多額に上る解決金を支払つていたのであります。今回の佐世保港を修理港に決める交渉の経緯の中で、中小企業団体は修理港に決める交渉の経緯の中で、三千億円程度の長期低利融資や自衛艦などの政府関係艦船の優先発注を、佐世保市は、当面の財政危機打開策のほか、不況の造船界へのてこ入れ、漁業振興などを非公式に打診しておると言われていたものであります。全く青森県と同じ手法がとられているのであります。このような傾向は、特別な立法措置によらないものであり、地方自治の本旨をゆがめるものであり、近隣市町村との格差を生む結果となり、妥当性を欠くものであります。と言わなければなりません。この現状を、地方自治を振興する立場に立つ自治大臣といつたしま

して、どうお考えになつておられるのか、見解をお尋ねする次第であります。

最後に、私は、原子力船開発計画の変更についてお尋ねいたします。

科学技術庁と運輸省は、五十一年六月に、修理港における原子力船「むつ」の安全性等の説明に対する質問事項に対する回答の中で、原子力船「むつ」の開発の意義についての項で、「むつ」の開発を継続し、今後十年間をかけて改修、出力上昇試験等を行うと書いてあるものであります。しかし、「むつ」の建造が計画されたころには、原子力船実用化間近しとの見通しが前提となつたのであります。が、今日ではその実情をいささか異にいたしておるのであります。特に昭和五十年九月十一日の原子力船懇談会報告は、欧米先進国は本格的な原子力船時代はほぼ共通して……

○議長(安井謙吉) 森下君、時間が超過しております。

○森下昭司君(続) はい、わかりました。ほぼ共通して一九八〇年代後半に到来するものと見込んでいます。その実用化のおくれを認め、基礎研究などの実施を政府に求めているのであります。私たちは、今回の「むつ」の失敗を機に、改めて原子力船開発の是非、方法などについて政策的な再検討を行うべきであり、欠陥船である「むつ」は廃船にすべきであると思つております。さらに、原子力船開発事業団を抜本的に見直す必要があると思つておりますが、あわせて運輸大臣の見解をお尋ねいたしまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

【国務大臣福田赳夫君登壇、拍手】

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。まず、原子力開発に臨む基本的な姿勢はどうかというお話であります。これは申し上げるまでもない、原子力基本法にのっとり、原子力開発はすべてこれを進めていく、こういうこととござります。特に、原子力基本法が言つておるところの自主、また民主、また公開、この三つの原則に

つきましては、これは厳にこれを遵守してまいりたいと、かように存する次第でございます。

それから次に、原子力の平和利用に対する基本的な考え方はどうか、こういうお話でございます。が、いま将来を展望しますと、特に二十一世紀をながめてみますと、これはもう石油が非常に暗い見通しになってくるわけであります。そういう際に、遠い将来でありますという新しいエネルギーの開発ということが考えられる。しかし、今世紀中という角度に立ちますと、どうしても原子力エネルギーにわれわれはこれを依存しなけりやならぬ、そういう展望を持つわけであります。そういうことを考えますときに、このエネルギーの問題といつたしましての原子力平和利用、これは、世界にとりまして、また、わが国にとりまして、欠くことのできない重要問題である、さうに考えておるのであります。しかし、これがまた道を誤りまして核拡散という問題を巻き起こしやいかぬ。そこで、平和利用はこれを進めるけれども、核拡散につきましては細心、最大の注意を払いまして、いやしくもそういう結果にならないような配慮というものが必要である。これが政府の基本的な原子力平和利用についての考え方でございます。

そういう考え方、核不拡散条約へ参加いたしました。また、保障措置整備にいま努力しております。これは、御承知のとおりであります。また、積極的にINFCERP——最近INFCERと言いますが、それにも参加いたしまして、この道を進めたい、かように考えております。

次に、核燃料サイクルのわが国の立場というものが日米共同決定で損なわれることになつたんじゃないかというような御懸念でございますが、そうではないんです。日米交渉は、御承知のように、核不拡散、それから平和利用、これを両立させようというための協議であつたわけであります。が、御承知のとおり、これは円満に妥結をいたしましたわけであります。

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

東海村の処理につきましては、二年間という期間になつておりますけれども、さて三年目をどうするかということにつきましては、政府といたしましては、日米協調のもとに、これは満足し得る結果が出るというのを確信しております。

〔国務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) ドイツの再処理施設にはアメリカのチェックがないが日本にはある、差別ではないか、こういう仰せでございます。私もそのとおりだと思います。したがって、そのことはアメリカに強く要請をいたしまして、日本だけがくくられるということについて、将来われわれはお互いに考え直そうではないか、こうした主張をいたしました。その結果、共同声明におきましては、御承知のとおり、日本の長期にわたる原子力平和利用の計画そのものに支障を来さない、また、原子力平和利用の分野においては日本を差別しない、こうしたことが大きくうたわれております。さうなことで今後われわれは努力を重ねていきたいと存じます。

二番目は、プルトニウムの転換施設をしばらく建設を中止した、これが将来に大きな支障を来さないかということでございますが、これはむしろ、わが方から自主的に提案をいたしました。つまり、INFCERPの二年間の間に、私たちは核不拡散という大きな理想のもとに、日本といたしましては自衛するところは自衛いたしまして、さういふことで、二つわれわれの方から進んで提案をいたしました。それが軽水炉におけるプルトニウムの利用であります。プルトニウムは、現在、軽水炉でおおむね四十四カ国がその対象にしようかと考えておりますから、むしろ日本が自衛するというのが核不拡散の大きな大前提になるのではないかと、こういうふうに考えた次第でございますので、これをもって今後のわが国の核燃料サイクルに支障を来すとは私たちは考えておりません。なおかつ、硝酸プルトニウムを酸化プルトニウムに変えるいわゆる転換施設の建設も自

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

賛をいたしました。その間、確かに酸化プルトニウムの不足を来すことになりませんが、これは十二分に米國を初め各国より供給するという言葉をわれわれは得ておるわけでございます。

その次に、日米共同声明により、ATR、FR等々、これまた大きな支障を来して、将来断念せざるを得ないのではないかと仰せでございますが、ただいまも総理が申されましたとおり、私たちはあくまでも原子力の平和利用と核不拡散は両立し得る、このことを言つたのは世界で日本が初めてでございます。このことは、今回四十カ国が参加いたしましたINFCERPにおきましても認められまして、そうした立場から、私たちは、やはり今後従来どおりの計画を推進していきたい、こういう信念をただいまも持つておる次第でございます。

その次に、事業団法の附則第二条、それをむしろ「効力を失ふ」と書き改めた方がいんじやないかという仰せでございますが、これは衆議院におきまして、向こう三年間というふうに修正をされました。その修正の趣旨は、原子力船開発事業団を将来研究所というふうに衣がえをしようではないかという前提のもとで修正でございますので、私は、現行どおり、「廃止するものとする」という表現が妥当であらうと考えております。

佐世保をひとつ修理港として白紙に戻す、そのようなことを決めてはどうかという仰せでございますが、ただいまは、いわゆる青森県と長崎県、山口、人口の問題、この問題に關しまして、政府といたしましては責任を持って両県と折衝中でございますので、いろいろその経緯がございまして、けれども、ただいまといたしましては全く白紙でございまして、したがって、せつかく申し入れました修理港をもうやめますというふうな段階でもなければ、また、現在さういふふうなことも予想もいたしておりません。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣田村五郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村五郎君) 放射線漏れの後、調査委員会が漏れの原因あるいはその改善につきまして十分な調査を行いました。その結果、同委員会は、開発体制を含めまして種々の改善策を提言しておりますが、「むつ」自体は、全体としてかなり水準に達しておると、また、適当な改善、改修によりまして所期の目的に適合し得ると、このような判断を下しております。でございますから、この趣旨に従いまして、原子力船の開発、利用の必要性から、「むつ」の教訓を生かしてわが国の開発研究に有効に役立てたいと、われわれはそう考えております。

また、事業団法でございますが、國法の期限を今後三年間の延長ということに修正御議決になりましたが、これによりまして、遮蔽、また改修の工事、安全性の総点検計画、これは従来と変わることもなく終わることができまして、その後の措置につきましましては、いろいろ各方面の御意見を十分に傾聴いたしまして、原子力船の開発研究の目的が達せられますように、これから十分努力、対処してまいりたい、このように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣小川平二君登壇、拍手〕

○国務大臣(小川平二君) 燃料棒の抜き取りにつきまして、長崎県と地元佐世保市の間で調整中と聞いておりますが、この問題は、地域住民、関係団体、関係地方公共団体の間の十分な話し合いを通じて円満な解決が図られますことを期待しておるわけでございます。

それから、原子力船の受け入れに伴つて出てまいります、たとえば地元漁業の振興あるいは住民の安全性の確保と申しますような、特別の行政需要に國が対処するということは、これは國の責任でございます。國が地方公共団体の自主性を尊重しつつ、社会通念上必要な措置をとるということは当然のことである、かように考えております。(拍手)

○議長(安井謙君) 壇出席者。

〔壇出席者登壇、拍手〕

○壇出席者 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました原子力関係二法案につき、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

國運を初めとして、多くの機関、専門家によつて石油の枯渇が叫ばれている現在、先進工業國であり、かつまた造船王國、海運王國であるわが國が原子力船の研究をおろそかにできないことは認めるものであります。十年前、夢の原子力船として夢ではやられてスタートした「むつ」建造計画が今日のような惨めな姿になつてしまつた責任は、残念ながら政府の原子力行政そのものにあつたと言わなければなりません。すでに、いわゆる大山委員会の調査報告書がはつきりと明らかにしているところ、「むつ」をめぐるトラブルは決して偶然ではなく、起こるべくして起こつたものであります。政府はどのように反省をしているのか、総理にお伺いしたい。

この法律は、本来、原子力第一船「むつ」が完成するまでの期間を推定して、時限立法として成立したものであります。その後、「むつ」に欠陥が認められ、さらに延長しようとしております。政府は、「むつ」が放射線事故を起こした後も、地元に行き当たりばつたりの約束をし、一方、原子力船計画をどう位置づけ、どう発展させるかという方針も明示しないまま、この法律の期限のみを延長しようとしています。政府は、この際わが國の原子力船政策を明確にすべきと思ひ、総理の所見をお伺いしたいのであります。

原子力船の実用化の時期は、一ころよりおくれで、一九九〇年代以降と見られております。実用化のためには、中心となる船舶用原子炉を中心に、周辺技術を基礎から積み上げ、安全性の確立が先決であります。わが國で現在稼働している原子力発電所がまことに低い稼働率を示し、多くの問題を抱えていることを考えると、船の上という、より困難な条件下に置かれる船舶用炉としてはま

まだまだ未完成であり、さらに研究を重ね、解決せねばならぬ問題が余りにも多いと考えますが、政府の今後の方針を伺っておきたい。

原子力船事業団は、当初九年間という短い期限立法であったため、研究者の身分が安定せず、基本設計から建造、運転に至る過程を一貫して担当する人材を固定することが困難であったのであります。その結果、使命感を持って当たった方々を十分生かし切れなかったとあります。すぐれた研究開発は、研究者の身分の安定と使命感から生まれるものであり、その点から考えて、事業団を時限立法から恒久的な研究機関に改組しようとする今回の衆議院における修正は評価できるところであり、政府は、どう受けとめ、どう対処する方針か、お伺いしたい。また、財政当局の立場から、大蔵大臣の御所見も伺っておきたい。

さらに、政府は、「むつ」の改修計画、安全性検査計画等の事業団の当初の計画をどうするのか、また、事業団の今年度予算十七億六千万円の執行はどうなるのか、伺っておきたい。

次に、「むつ」の修理港、母港の問題についてお伺いしたい。

造船不況にあえぐ佐世保には新幹線を、開発のおくれているむつ地方には下北大開発をと、原子力船「むつ」は、いまや開発利益の還元という見返りを満載した政治の船と言われ、経済不況の深刻化をよむこと、金の力と裏取引で地元を引きずるうとする政府の姿勢は、問題の本質をはぐらかすものであり、世論の厳しい批判を浴びております。港がその役割りを円滑に果たすためには、地元住民の信頼と協力が不可欠であります。しかるに、住民の信頼感が回復されないのは、ひとえにこのような政府の原子力行政に対する不信感に基づくものであり、政府に強く反省を求めるものであります。原子力船「むつ」の修理港、母港問題の解決について、政府は今後どのような手順で進めていく方針であるか、明らかにしていただきたい。

のであります。

さらに、むつ市に関するいわゆる四者協定についてであります。「むつ」母港撤去期限は今年四月十四日できつに切れているが、全く履行されず、また、履行のめども全く立っておりません。このような政府の態度こそ国民の政府不信を増大するものであることを強く警告するものであります。協定不履行の政府の責任についてどう考えるか、お伺いしたい。

また、四者協定の当事者の一人だったむつ市の菊池市長が今回の選挙で敗れ、母港存続派の河野市長が誕生したことによって、「むつ」母港撤去問題は複雑な局面を迎えております。青森県知事は、協定は市長個人が結んだものではないから協定履行をこれまでどおり政府に迫っていくと主張している旨伝えられておりますが、四者協定について政府はどう対処するか、お伺いしたい。

最後に、原子炉等規制法改正案について伺いたい。

この法案は、核燃料再処理施設に伴う国内体制整備と再処理事業の民営化という二本建ての政府原案のうち、一本の柱である再処理施設の部分が衆議院で全面的に削除されて本院へ送付されたものであります。言うまでもなく、来る十二月四日までには保障措置協定を発効させなければ、わが国は核燃料再処理の義務違反となるものであります。しかるに、再処理事業の民間移行のように、内外ともに問題が多く、しかも、核燃料再処理と直接関係のない事項を何ゆえに一本化した法律案として国会に提出したのか、理解に苦しむものであります。政府の考えを伺いたい。また、再処理に固執して、衆議院の審議を難航させ、保障協定の期限ぎりぎりまでおくらせた政治責任についてどう考えるのか、お伺いしておきます。

使用済み燃料の再処理事業については、五年前、政府の民営移行方針が打ち出され、三年前に電力業界中心に第二再処理工場準備会が設立されておりますが、当時と現在とは内外の情勢は大

きく変わってきております。一方、わが国東海村の再処理工場も試運転が始まったばかりであります。国会の意思は、このたび民営移行について慎重な再検討を求めたのであります。再処理体制の将来については、政府は、従来の民営移行を推し進めるのがよいのかどうか、内外の情勢を見て再検討をすべき時期が来ていると思うのであります。この点について政府の見解を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

まず第一に、「むつ」問題をめぐるトラブルについて政府の反省を強く求められておられるわけであり、この事件というか、事態につきましては、政府といたしまして、各種の調査をいたす等、深く反省の上に立つての検討を進めてきたわけであります。今後は、その反省の上に立ちまして、この問題をさらに的確に、かつ効果的に処理してまいりたい。特にその中でも安全性の確保、これにつきましては細心の注意を払ってまいりたいと、かように存するわけであります。

さらに、わが国の原子力船政策、これについてはきりきりした姿勢を出せと、こういうお話でございますが、原子力船問題とは、「むつ」でちよっとつまづきを起こしたというふうな状態でありまして、四十九年九月のあの放射線漏れ以降、「むつ」放射線漏れ問題調査委員会、原子力船懇談会など各種の委員会を設置いたしまして、これらの場において、原子力第一船「むつ」の今後の措置、日本原子力船開発事業団のあり方、わが国の原子力船開発の今後の進め方を検討してきたところでございます。政府といたしましては、これらの検討結果を踏まえて、エネルギー政策という立場ばかりじゃありません、造船、海運、そういう政策上の観点も含めまして、ともかくこの原子力船問題につきましては世界の大勢におおきなようにこれが開発を進展なく進めていく、これが政府の考え方でございます。

それから次に、再処理に固執した結果、保障措置協定の期限ぎりぎりまでおくらした、その責任についてのお尋ねでございます。その責任の基本的な考え方は、すでに御承知のとおり、平和利用と核不拡散、これは両立させなければならぬ、その基本的な考え方のもとに、不拡散条約につきましては、その保障措置を整備しなけりやならぬ、その上に立ちまして民間の再処理をすることにする、これらが一体的なこの問題に臨む政府の考え方なのであります。それを進めてきた。ところが、衆議院において、御承知のとおり、保障措置協定の期限内発効、そのためには民間の再処理の問題を切り離して考えざるを得なくなった、これが実情でございます。まことに政府としては残念なことではございませんるけれども、この考え方を否定しておられるというわけでは、放棄しておられるという考え方はございません。それはそれとして切り離して進めていく、こういう考え方でございます。そのように御理解をお願いしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣宇野宗佑君登壇 拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) 最初に、軽水炉の稼働率が低い、したがって、船舶炉もなおかつ現在実用化の段階ではないのではないかと仰せでございます。確かに、稼働率の問題に関しましては最近いろいろと問題があることを私も承知いたしておりますが、政府といたしましては、極力、改良、標準化に努めまして、その向上を図りたいと存じております。しかし、軽水炉はすでに世界で四十四カ国が実施並びに計画中であり、現在では百二十基がすでに稼働いたしておられるわけでございますので、さような意味合いにおきまして、われわれは、そうした軽水炉を今後船舶炉として用いることも大切なことであると考えております。

二番目に、今回の衆議院の修正に対してどう考えるかというお話でございますが、これは、原子力船の事業団を将来研究所に衣がえをしよう、そのための前提の三年間であるという修正でございます。

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

ますので、われわれといたしましては、喜んでこの修正にこたえたいと存する次第でございます。したがって、この修正に基づきます限り、「むつ」の遮蔽改修並びに安全性の総点検等も今後やはりスケジュールどおりに進めていきたいと存じます。本年度の予算もそれらのことを執行するのに少しの支障もない、かように考えておる次第でございます。

四者協定についてでございますが、四者協定が守られなかったことにしましては、われわれはその責任を痛感いたしております。そして、関係者にもその非力をおわびを申し上げ、速かに実施することをいまもおかつお約束申し上げておる次第でございます。したがって、四者協定は現在も生きており、私たちはそれを尊重していきたいと存じておる次第でございます。

その次に、核防体制の整備と再処理民間移行、これを一本の法律にしたゆえんは何かということでございますが、いずれも規制法の内容に伴うものであるというところは御承知のところであろうと存じます。われわれといたしましては、NPT第四条におきまして、この条約に参加した国には原子力の平和利用に関する権利がある、差別をされない、そういうふうなことがうたわれておりますから、わが国の核燃料サイクルの一端といたしまして、この再処理施設は重大な一環でございますので、われわれは、NPTの四条から考えましても表裏一体となるものであると、そういうふうな考え方で国会の御審議を煩わしたものでございます。さように御了解願いたいと存じます。

今回、しかし、衆議院におきましてそれも修正されましたので、われわれといたしましては、再処理施設に關しましては次の国会で皆さんの御協力のほどを衷心よりお願い申し上げるものでございます。

なおかつ、民間でいいのかというお話でございますが、御承知のとおり、各国におきまして電気事業は国営のところもあります。あるいはまた、

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

民営のところもございまして、国営のところは再処理施設を国営で動かしますし、民営のところは、それに対応すべく、やはり民営で再処理施設を動かしていただくわけでございます。さような意味で、わが国の電気事業は民営でございますから、さようなことで、われわれといたしまして、この第二再処理施設は民営が妥当ではないか、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣(坊秀男) 答へ申し上げる。拍手〕

○国務大臣(坊秀男) 答へ申し上げる。

日本原子力船開発事業団法に關するこのたびの衆議院の修正案は、同法の延長期限を当初提出案の昭和六十二年三月三十一日から昭和五十五年十一月三十日に短縮する限りにおいての修正でありまして、延長期限内において同事業団そのものの変更、廃止等を行うことを内容とするものではないと承知しております。したがって、今般の修正により当面の予算執行上特に問題は生じないものと考えております。(拍手)

〔国務大臣(田村元君) 結語から申し上げますと、先ほど科学技術庁長官が答へしたとおりでございます。修正案が議決されました場合に、「むつ」の安全性総点検と遮蔽改修の工事につきましては、元来三年間の本法延長期間内にこれを完了するという予定になっておりますから、私どもといたしまして特に手直しをする必要はないと、このように考えております。(拍手)〕

○議長(安井謙吉) 佐藤昭夫君。

〔佐藤昭夫君登壇。拍手〕

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、原子炉等規制法一部改正案と原子力船開発事業団法一部改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、原子炉等規制法改正案についてであります。

本改正案は、核拡散防止条約に基づく国内保障措置を定めようとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

最初に明確にしておきたいことは、政府の言明に反して、この条約が今日核拡散防止と核兵器禁止に何ら役立っていないという問題であります。改めて言うまでもなく、この条約下においても、アメリカを起動力とした核開発競争はますます広がり、広島型原爆の四百万発分に相当する核兵器が全世界に蓄積され、配備されていることは周知の事実であります。また、新たに核兵器を保有する国、核実験を行おうとする国は一層増大する傾向にあります。このような世界の現状に照らしても、なおこの条約が核拡散防止に役立っていると強弁するつもりなのか、総理の明確な答弁を求めます。

特に、同条約が核拡散防止にならないことは、カーター・アメリカ大統領が新原子力政策を発表し、国際会議を通じて各国に対して新しい核拡散防止のための措置を求めていることでも明らかであります。この点、日米再処理交渉の当事者であった宇野科学技術庁長官の見解を求めます。

自主的、民主的に安全を優先する原子力開発、利用を考えると、日本は、非核三原則を単に宣言だけにとどめず、一日も早く法制化して、その実体化を図るとともに、国際的には、核兵器不拡散、全面禁止の協定の締結に努力すべきであります。これこそが、唯一の被爆国である日本が平和国家として人類の歴史に果たす輝かしい使命ではないでしょうか。総理並びに外務大臣の決意を明らかにされたいのであります。

次に、法案に対する具体的な問題であります。核拡散防止条約があるとなかろうと、わが国において、核物質の軍事転用と原子力の軍事利用を防止し、国民の平和と安全を守る上で厳重な核物質管理は不可欠な問題であります。果たして今回の改正案はこの目的に沿うものになっているのか。

第一に、政府は、核物質の動向に関する情報の収集、解析と保障措置分析という最も重要な業務を、経済性と効率性を理由に、民間機関である核物質管理センターに委託しようとしております。これで本間に国民の要求にこたえられるものと言えるのかどうか。

第二に、核物質管理センターの役員は、査察を受ける側である電力会社などの大企業あるいはそのグループの代表で構成され、かつ、その基本財産はほとんどが電力会社の出資金によっているのであります。これでは公正中立な業務ができないではないでしょうか。

第三に、核物質の計量、管理、監視は高度な技術を要求されるものであります。が、わが国は、アメリカ、西ドイツなどに比べて、予算面においても、研究開始の時期においても大きく立ちおくれしております。政府はこれらの点をどのように考えているのか、宇野長官の答弁を求めるものであります。

次に、原子力船開発事業団法改正案について質問いたします。

第一に、三年間の延長が何のための延長かというところであります。衆議院の科学技術振興対策特別委員会において、宇野長官は、十一年のうち三年間は修理のためと説明しており、さらに、原子力船「むつ」の修理に励みたいと答弁をされておりますが、それでは、当初の政府原案の十一年延長を三年間に短縮したことによって一体何が変わるのか、これまで小刻みの延長を繰り返してきたが、今後三年たった時点で再延長はしないと確約できるのかどうか、長官並びに運輸大臣の答弁を求めます。

第二に、政府は、青森県民に対して、本年四月十四日までに母港を撤去するとの約束をした、いわゆる四者協定をいままもって履行していません。この四者協定とは、去る四十九年九月、原子力船「むつ」が放射線漏れ事故を起こしたとき、その入

港に反対した県民を欺く手段であったのか、また、今後どのように約束を履行されるのか、明らかにされたいと思います。あわせて、現行四者協定が存続しているままで「むつ」の修理ができるのかどうか、政府の見解を求めるものであります。そもそも、「むつ」問題とは、放射線漏れ事故の原因となった遮蔽設計の初歩的なミスだけではなく、「むつ」の欠陥原子炉を基本設計だけの審査で安全と判定した無責任な安全審査体制、また、メーカーと官庁から出向の技術者が二、三年ごとに交代するという最悪の寄り合い世帯であることなど、日本の原子力開発体制そのものの欠陥性を国民の前に明らかにしたものと見て重大な意味を持っているのであります。

そこで、第三にお尋ねしたいことは、こうした原子力開発体制の根本的な誤りについて、何を反省し、何を改めたのかという問題であります。あわせて、契約上の保証期限切れを理由に不問に付されている三菱原子力工業の欠陥原子炉の製造責任について、今後政府はどのような措置をとられるのか、明確な答弁を求めるものであります。

第四に、いまの時点で原子力船開発を急ぐ必要があるのかどうかの問題であります。原子力商船時代がやってくるという囁き物入りの宣伝で始まり「むつ」建造ですが、今日、海運界、造船業界では、原子力商船時代が近くやってくるという考えは大きく後退をしています。また、「むつ」の炉型はもとより古く、さらに今度の遮蔽改修によって船の重心が大きく変わり、果たして改修しても安全な船として利用できるかどうか、「むつ」の設計者さえも懸念をしているのであります。政府はこうした点についてどのように考えているのか、関係大臣の答弁を求めるものであります。

最後に、わが党は、「むつ」問題の解決のために、「むつ」の安全性の総点検を初め、原子力船開発の必要性を含めて、その研究開発体制を根本的に再検討するために、開発推進派も反対派も含めて

て、国民の英知を総結集した審議会の設置をかねてより要求をしてまいりました。これこそが原子力の自主的、民主的な開発利用を保障する道を開くものであり、政府にその用意があるかどうか、総理並びに長官の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣福田赳夫登壇 拍手】

○国務大臣(福田赳夫君) 答弁を申し上げます。

まず第一に、核拡散防止条約は核拡散の防止のために果たして役立っておりますか、こういうお話でございますが、御承知のとおり、この条約にはすでに百一の国が加盟をいたしておりますのであります。しかも、この加盟した国は、国内保障措置、これを整備するという責任がある、そういうふうなことでありますので、私は、この百一という加盟国をさらに拡大する必要があると、こういうふうには思いますけれども、新しく核兵器保有国をふやさない、こういう上におきましては非常に大きな貢献をする仕組みである、かように考えておる次第でございます。

さらに、それに関連してでございますけれども、非核三原則をこの際法制化したらどうか、こういうお話でございますが、私は、非核三原則は、もうはっきり皆さんに申し上げておるんです。これはもう憲法にも似た国の大きな基本的な原則になっておる、国会におきましては非核三原則がある、そういうものでありますので、これをさらに法制化するというような必要は、政府としてはいたしません。それから、核兵器使用全面禁止の国際協定を推進すべし、こういうお話でございますが、これは、有効な裏づけ措置を伴った全面禁止ということが実現されるということになれば、かなりかなりというか、非常にこれはもう人類の平和、福祉のために大きな出来事である、こういうふうに思います。しかし、現実の問題とすると、裏づけ措置を伴った全面禁止、そういうこと

をいま打ち出しても、これが行われ得る状態であるかどうか、私はまあ、空論とまでは申し上げませんけれども、非常に実現性の乏しい考え方である、こういうふうに思うのであります。いま今日の時点の問題といたしましては、やっぱり、何で、現実性のあるものを一歩一歩積み上げていくという考え方をとるべきである、こういうふうに思うのです。わが国は、とにかく核の洗礼を受けたただ一つの国である。また、非核三原則というのを憲法に似た国の基本原則としてとっておる国である。そういう立場を考えますと、わが国は、核の世界からの廃絶、これには先頭に立つ資格のある国である、そういうふうな考えをわけでありまして、その立場に立ちまして、現実的にはどうするかという、やっぱり包括的実験の禁止である、このように考えるのであります。この考へ方は強力に国際社会において進めてまいりたい、かように考えます。

また次に、「むつ」を初めとする原子力政策、これに国民の英知を集め、広く公開、民主の原則に立つて行なうべきである、こういうふうに御主張でございますが、これは先ほども申し上げたのであります。わが国の原子力政策は、これは原子力基本法、つまり三原則、民主・自主・公開、こういうことなのであります。むつにつきましては、非常に遺憾な事態となりましたけれども、いろいろその後調査もいたしております。また、民主的な措置のもとに、関係者の意見等も十分聞いておるわけでありまして、今後の「むつ」の処理につきましては、この原子力基本法三原則の精神に基づいてやっていく、このようにお答え申し上げます。

(拍手)

【国務大臣宇野宗佑登壇 拍手】

○国務大臣(宇野宗佑君) NPT体制に関する私の私見を求められました。NPT体制は、日本に役立っておりと存じます。ただ、私は、日米交渉の間に、次のようなことを米側に伝えました。INFCEPも結構である、これはあくまでも核

の不拡散という大統領の大理想のもとに世界が結集することは当然のことであろう、しかしながら、だからといって、すでに多くの国が参加したNPT体制が空洞化することはわれわれは好ましくないと、だから当然NPT体制もさらに強化すべきである、このように私は申し上げました。

第二番目には、規制法に關してであります。情報処理業務並びに燃料分析業務を民間に渡して、それでいいのかという御せでございませう。これは、御承知のとおり、核燃料物質、これの出入りをコンピューター等によりまして収集をするわけでございます。定型的な仕事でございます。われわれはかように判断いたしておる次第でございます。なおかつ、その指定機関が現在あるところの核物質管理センターではないのか、そこにはたくさんな関係者が役員として名を連ねておるが、それで大丈夫かという御せでございますが、このことに関しましては、まだこれと決めておりませんが、しかし、有力な候補者であることは事実でございます。しかし、あくまでもこうした事業は公益法人にさせなければなりません。したがって、たとえ関係者がおりまして、私利を追求し、あるいはまた、私情を交えるということはないわけ、政府といたしましては、厳密な監督のもとに今後そうした運営を図っていきたいと存じます。

次に、「むつ」に關してでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、四者協定が守り得なかったことに對しまして、われわれといたしましては重大な責任を痛感いたしております。だから、四者協定は今日も生きておる次第でありまして、私たちは極力それを尊重してまいりたいと存じます。

また、「むつ」の放射線漏れ、そうしたことに對する反省をいたしましては、やはり国民の方々に、なお一層原子力行政のあり方を十二分に御理解を仰ぐこと、そのためにはやはり開発と安全という

106

のため、日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めらるの件

条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約

日本国政府及びルーマニア社会主義共和国政府は、

所得に対する租税に關し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ルーマニアにおいては、

(i) 賃金又は給料、文学上、美術上、又は学術上の活動から生ずる所得及び出版物への寄稿、興行、調査その他これらに類する活動から生ずる所得に対する租税

(ii) 非居住者である個人及び法人の所得に対する租税

(iii) 混合法人の所得に対する租税

(iv) 商業、自由業その他の生産的活動から生ずる所得並びに国営企業及び混合法人以外の企業が取得する所得に対する租税

(v) 建物及び土地の賃賃から生ずる所得に対する租税

(vi) 農業活動から生ずる所得に対する租税

(vii) 消費協同組合及び手工芸協同組合の所得

に対する租税

(以下「ルーマニアの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれこの条約の施行について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

3 この条約は、船舶又は航空機を運用する企業に關しては、第八条2に規定する租税についても、また、適用する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ルーマニア」とは、ルーマニア社会主義共和国をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はルーマニアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はルーマニアの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) 日本国に關しては、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人及び日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(ii) ルーマニアに關しては、ルーマニアのすべての市民並びにルーマニアにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人及び団体をいう。

(iii) いずれかの締約国に關して「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(船舶又は航空機が他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される場合の運送を除く。)をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、この条約の対象である租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り当該一方の締約国において課税される個人を含む。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 管理所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事、十二箇月を超える期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は販売契約に基づく引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的又は補助的な性質の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めの件外四件

一〇八

のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用途権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（その金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて

て当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行われている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルーマニアの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルーマニアにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、その配当の金額の十パーセントを超えないものとする。

3 この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

4 1及び2の規定は、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に對して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約

国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとす。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行又はその政府が所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）、当該他方の締約国の中央銀行若しくはその政府が所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない）、その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びこのような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分並びにその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と実質的に關連する恒久的施設を有する場合に、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされ

る。

7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、文化的使用料にあつてはその金額の十パーセントを、工業的使用料にあつてはその金額の十五パーセントをそれぞれ超えないものとす。

3 (a) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む）の著作權の使用又は使用の權利の對価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(b) 2において、「工業的使用料」とは、特許權、商標權、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の對価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の權利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報に對価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他

方の締約国内にその使用料を生じた權利又は財産と實質的に關連する恒久的施設を有する場合に、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされ

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は情報に考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。

第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することが出来る。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行つたため他方の締約国において使用することが出来る固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収

益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。ただし、一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

3 一方の締約国の居住者が1及び2に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する獨立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することが出来る固定施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。その者がそのような固定施設を有するか又は当該他方の締約国内に前記の期間滞在する場合に、当該所得に對しては、当該固定施設に歸せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得される部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科醫師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求むるの件外四件

一一〇

る。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができ

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家がその者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。もつとも、そのような活動が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によ

り行われる場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家のその者としての個人的活動に関する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、その芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。もつとも、そのような所得が両締約国の政府の間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又はその地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、そのような報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の

締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、そのような退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又はその地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外

から支払われるものである場合に限るものとし、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される人的役務について受け取るものであつて、一課税年度において六十万円又はルーマニア・レイによるその相当額を超えないものである場合に限る。

第二十二条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてルーマニアにおいて租税を課される所得をルーマニアにおいて取得するときは、その所得について納付されるルーマニアの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ルーマニアにおいて生ずる所得が、ルーマニアの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するルーマニアの租税を考慮に入れる。

2 ルーマニア以外の国において納付される租税をルーマニアの租税から控除することに関するルーマニアの法令に従い、ルーマニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得するときは、その所得について納付される日本国の租税の額は、その居住者に対して課されるルーマニアの租税から控除する。ただし、その控除の額は、ルーマニアの租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。

ルーマニアの国営企業が国家予算に納付する利得は、ルーマニアの租税とみなす。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、いずれかの締約国の居住者であるかどうかを問わず、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課税されており若しくは課税されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課せられることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されておる若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

第二十四条

4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをする

ことができる。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（当該国内法令に基づく課税がこの条約に適合する場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關する者（当局を含む。）以外のいかなる者（当局を含む。）にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序

に反するような情報を提供すること。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブカレストで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日（後三十日目）の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十六年二月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宮澤喜一

ルーマニア社会主義共和国政府のために
N・フィナンツ

〔審議報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補正する議定書の締結について承認を求めたの件

第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和五十二年十月十七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補正する議定書の締結について承認を求めたの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補正する議定書

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、千九百六十七年一月二十四日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第九(2)を次のように改める。
(2) (1)の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十二・五

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

一一一

第二条
パーセントを超えないものとする。

条約第十条(2)を次のように改める。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、当該利子の金額の十二・五パーセントを超えないものとする。

第三条

1 条約第十一条(2)を次のように改める。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。その租税の額は、次のものを超えないものとする。

(a) 商標権の使用又は使用の権利から生ずる使用料にあつては、当該使用料の金額の二十五パーセント

(b) 映画フィルム、著作権及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの著作権の使用又は使用の権利から生ずる使用料にあつては、当該使用料の金額の十五パーセント

(c) その他の使用料にあつては、当該使用料の金額の十二・五パーセント

2 条約第十一条(3)を次のように改める。

(3) この条約において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

第四条

条約第二十二條(2)(a)から(c)までを次のように改める。

(a)(i) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてブラジルにおいて租税を課される所得を得るブラジルにおいて取得するときは、その所得について納付されるブラジルの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。

(ii) ブラジルにおいて生ずる所得が、ブラジルの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも十パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税から(i)の控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するブラジルの租税を考慮に入れる。

(b)(i) (a)(i)に規定する控除の適用上、ブラジルの租税は、常に、

(A) 第九条(2)及び(5)の規定が適用される配当並びに第十一条(2)(b)及び(c)の規定が適用される使用料については二十五パーセント、

(B) 第十条(2)の規定が適用される利子については二十パーセント

の率で納付されたものとみなす。

(ii) (a)に規定する控除の適用上、ブラジルの租税は、ブラジルの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百七十六年三月二十三日に実施されているもの又はその修正若しくはそれへの追加としてブラジルの租税に関する法令にその後導入されることがあるものに従つて免除又は軽減が行われなかったならば納付されたであろうブラジルの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国

の政府が当該奨励措置によつて納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

(c) (ii)の規定の適用上、いかなる場合においても、特別の奨励措置に基づく租税の免除又は軽減がなかつたならば千九百七十六年三月二十三日において有効なブラジルの租税に関する法令の適用の結果課されることとなる租税の額よりも多額の租税が納付されたものとみなされない。

第五条

条約中「ブラジル合衆国」を、使用されている場所のいかんを問はず、「ブラジル連邦共和国」に改める。

第六条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブラジリアで交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。同日前に開始する各課税年度において生ずる所得については、条約の従前の関係規定を引き続き適用する。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百七十六年三月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英文による。

日本国政府のために
宮澤喜一

ブラジル連邦共和国政府のために
エリオ・デ・ブルゴス・カバール

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。
昭和五十二年十月十七日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定
日本国及びエジプト・アラブ共和国は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、それぞれその国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のために良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の奨励及び相互保護が、両国の経済を利するように資本及び技術の交流を促進することとなることを認識して、

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」には、次のものを含むすべての種類の資産を含む。

- (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
 - (b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (c) 動産及び不動産に関する権利
 - (d) 特許権、商標権、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利
 - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
- (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当金、使用料及び手数料をいう。
- (3) 「国民」とは、一方の締約国に關しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (4) 「会社」とは、有限責任のものであるかどうか、法人格を有するものであるかどうか、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて成立し、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係法令に従つて許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可に關し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益に對し、当該一方の締約国の国民及び

会社又は第三国の国民及び会社の投資財産及び収益に与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資に關連する次の事業活動を含むすべての形態の事業活動に従事することに關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のため適当な施設の維持
 - (b) 自己が設立し、又は取得した会社の支配及び経営
 - (c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理業とする者その他の専門家の雇用
 - (d) 契約の締結及び履行

第四条

いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたる裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受ける。

- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、次の条件が満たされない限り、収用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。
- (a) その措置が公共のため、かつ、正当な法的手続に従つてとられること。
 - (b) その措置が差別的なものでないこと。
 - (c) その措置が迅速、適当かつ効果的な補償を伴つてとられること。

3 2にいう補償は、収用、国有化若しくは制限若しくはこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時又はそれらの措置がとられた時のいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格（最終的にとられた措置が見通されたことによる価格の減少を含まない。）に相当する価値のものでなければならぬ。

補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、実際に換償し、かつ自由に移転することのできるもので行われなければならない。補償を決定し及び実施するため、収用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられる時まで、受当な方法で適当な準備をしなければならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に關連する活動に關して損害を被つたものは、原状回復、損失補償その他の補償的措置に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

いづれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に對し、他方の締約国の領域内にある投資財産に關して引き受けた保証に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因が生じた投資財産に關する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転及びこれに關連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する。その権利又は請求権の移転に基づいて当該一方の締約国に對して支払われる資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を準用する。

いづれか一方の締約国の国民及び会社も、当該一方の締約国の国民及び会社の投資に關連して行われる支払、送金及び次のものを含む資金又は金銭証券の移転で、両締約国の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間において行われるものに關し、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第八条

- (1) 資本
- (2) 収益
- (3) 貸付けの返済金
- (4) 投資財産の全部又は一部の清算の価額

第九条

この協定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事關係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

各締約国は、他方の締約国の国民又は会社が投資から生ずる法律上の紛争を、その国民又は会社の要請があつたときは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に關する条約の規定に従い、調停又は仲裁に付託することに同意する。紛争の当事者がその紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する日の前又はその日に他方の締約国の国民又は会社が支配していたか又は支配

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求むるの件外四件

一一四

している一方の締約国の会社は、同条約の適用上、同条約第二十五条(2)の規定に従い、当該他方の締約国の会社として取り扱われる。調停又は仲裁のいずれがより適切な手続であるかについて意見が一致しない場合には、当事者である国民又は会社がそのいずれかを選択する権利を有する。

第十二条

いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する会社は、他方の締約国の領域内において、次の待遇を与えられる。

(1) 第二条2に規定する事項に関し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有する同様の会社

に与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三条、第五条1から3まで及び第六条に規定する事項に関し、当該他方の締約国の国民若しくは会社又は第三国の国民若しくは会社が実質的な利益を有する同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国が行う申入れに対して好意的考慮を払い、かつ、その申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によつて満足に調整されないものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した

日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員で構成する。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2にいうその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なもので、かつ、拘束力を有する。

第十四条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにカイロで交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、この条に定めるところによつて終了する時まで十年の間ずつ引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後の各十年の期間の終わりにこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十年間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十七年一月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

佐藤正二

エジプト・アラブ共和国のために

A・G・エル・ナーゼル

議定書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、同協定の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

2 (1) 協定のいかなる規定も、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のバ

リ条約の規定又はその後改正されたその規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を害するものと解してはならない。

(2) 前項の規定の適用を妨げることなく、かつ、協定第三条1の規定にかかわらず、工業所有権に関し、いずれか一方の締約国が他方の締約国の国民及び会社に与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

3 協定第二条2に関し、いずれの一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

4 住宅事業に関し、協定第二条2の規定は、アラブ連盟の構成国の国民又はその資本の過半数が一若しくは二以上のアラブ連盟の構成国の国民によつて保有されている会社に対して与えられている待遇を、日本国の国民又はその資本の過半数が一若しくは二以上のアラブ連盟の構成国の国民によつて保有されていない日本国の会社に対して与えることをエジプト・アラブ共和国に要求するものではない。

5 内国民待遇の許与に関する協定第三条1及び同条1に規定する事項に関する協定第十二条の規定は、次のことに適用があるものと解してはならない。

(1) いずれか一方の締約国の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項

(2) 船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項

6 次の措置は、特に、それが他方の締約国の国民又は会社に対して差別的にとられた場合には、協定第三条2の適用上、「不利な待遇」とみなす。

原材料若しくは補助的な物資、電力若しくは燃料又はすべての種類の生産若しくは操業の手段の購入を制限すること、国内又は国外における商品の販売を妨害すること、資金調達又は企業間商業信用の設定を制限することその他同様の効果を有する措置

7 協定第三条2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の領域内において、銀行業に関する活動及び船舶又は船舶に関する利益の取得に関して外国人に内国民待遇を与える限度について、制限を行うことができる。

8 協定第三条2の規定は、いずれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手續を定めることを妨げるものではない。ただし、その手續は、同条2に規定する権利を実質的に害するものであつてはならない。

9 いずれの一方の締約国も、投資を行い及びそれに関連する活動を行うことを目的として当該

一方の締約国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に関する申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的考慮を払ふものとする。

10 協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

11 補償の支払について定める協定第五条2及び3の規定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社が、他方の締約国の領域内において収用、国有化若しくは制限又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象となる投資財産及び収益に直接又は間接に有する利益についても適用する。

12 協定第八条の規定は、いずれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

13 協定第十二条において、「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の国民及び会社が有する利益が実質的な利益に当たるかどうかは、個々の場合において両締約国間の協議によつて決定される。

千九百七十七年一月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

佐藤正二

エジプト・アラブ共和国のために
A・G・エル・ナーゼル

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めるの件
第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和五十二年十月十七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めるの件
国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約

この条約の締約国は、衛星による通信が世界的かつ無差別にできる限り速やかに世界の諸国民の利用に供されるべきであるという国際連合総会決議第七百二十一号(第十六回会期)に規定する原則を考慮し、

千九百六十七年一月二十七日に作成された月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の関連規定、特に、宇宙空間がすべての国の利益のために利用されるものであることを規定する同条約第一条の規定を考慮し、

世界の貿易の極めて大きな部分が船舶に依存していることに留意し、衛星を利用することにより、海上における遭難及び安全に関する制度並びに船舶と船舶との間、船舶とその管理者との間及び船上の乗組員又は旅客と陸上にある者との間の連絡を著しく改善することができるとを認識し、

このため、利用し得る最も進歩した適当な宇宙技術により、すべての国の船舶の利益のために、無線周波数スペクトル及び衛星軌道の最も能率的かつ公平な使用に適合したできる限り能率的かつ経済的な施設を提供することを決意し、
海事衛星組織が宇宙部分並びに移動地球局及び陸上地球局から成ることを認識して、
次のとおり協定する。

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「運用協定」とは、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する運用協定（附属書を含む。）をいう。

(b) 「締約国」とは、この条約が効力を生じている国をいう。

(c) 「署名当事者」とは、締約国又は次条(3)の規定に従つて指定された事業体であつて、運用協定が効力を生じているものをいう。

(d) 「宇宙部分」とは、衛星、並びにその運行に必要な追跡、遠隔測定、指令、管制及び監視のための施設及び設備並びにこれらに関連する施設及び設備をいう。

(e) 「インマルサット宇宙部分」とは、インマルサットが所有し又は賃借する宇宙部分を含む。

(f) 「船舶」とは、海域で通航するすべての型式の船をいい、特に、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び永続的に係留されていない作業台を含む。

(g) 「財産」とは、所有権の設定が可能なるすべてのもの（契約上の権利を含む。）をいう。

第二条 インマルサットの設立

(1) この条約により国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）を設立する。

(2) この条約に基づいて運用協定が締結され、この条約と同時に署名のために開放される。

(3) 各締約国は、自ら運用協定に署名し、又は当該締約国の管轄の下にある権限のある一の事業体（公私を問わない。）を同協定に署名する者として指定する。

(4) 電気通信主管庁及び電気通信事業体は、関係国内法の規定に従つて提供される電気通信施設及び運用協定によつて提供される電気通信施設の使用並びに公衆に提供する業務、施設、収入の分配及びこれらに関連する業務上の措置につき、交渉し、かつ、適当な通信業務協定を直接に締結することができる。

第三条 目的

(1) 機構は、海事通信を改善するために必要な宇宙部分を提供し、これにより、海上における遭難及び人命の安全に係る通信、船舶の効率及び管理、海軍公衆通信業務並びに無線測位能力の改善に貢献することを目的とする。

(2) 機構は、海事通信を必要とするすべての地域に業務を提供するよう努める。

(3) 機構は、専ら平和的目的のために活動する。

第四条 締約国とその指定事業体との間の関係

署名当事者が締約国によつて指定された事業体である場合には、

(a) 締約国と署名当事者との間の関係は、関係国内法によつて規律される。

(b) 締約国は、署名当事者がその責任を果たすことを確保するため、適切な、かつ、国内法

に適合する指針及び指示を与える。

(c) 締約国は、運用協定の下で生ずる義務については責任を負わない。もつとも、締約国は、署名当事者が、機構の枠内における義務を履行するに当たり、この条約又は関連のある国際協定に従つて自国が受諾した義務に違反しないよう行動することを確保する。

(d) 署名当事者が脱退し又は除名されたときは、締約国は、第二十九条(3)又は第三十条(6)の規定に従つて措置をとる。

第五条 機構の運営上及び財政上の原則

(1) 機構が必要とする資金は、署名当事者の分担金によつて賄う。各署名当事者は、運用協定に従つて決定される出資率に比例して機構における持分を有する。

(2) 各署名当事者は、運用協定に従い、機構の資本必要額を分担し、また、資本の償還及び資本の使用に対する補償を受ける。

(3) 機構は、一般に認められた商業上の原則に考慮を払いつつ、健全な経済的及び財政的基礎の上に運営する。

第六条 宇宙部分の提供

機構は、宇宙部分を所有し又は賃借することができる。

第七条 宇宙部分の使用

(1) インマルサット宇宙部分は、理事会が決定する条件で、すべての国の船舶による使用のために開放する。理事会は、その条件を決定するに

当たり、国籍を理由として船舶に差別を設けてはならない。

(2) 理事会は、船舶に対する業務の提供に著しい影響を及ぼさない限り、海域で運用される構造物（船舶を除く。）上に設置される地球局によるインマルサット宇宙部分の使用を個々の事例について許可することができる。

(3) インマルサット宇宙部分を経由して通信を行う陸上地球局は、締約国の管轄の下にある領土内に設置され、かつ、締約国又はその管轄の下にある事業体が完全に所有するものでなければならぬ。もつとも、理事会は、機構の利益になると認めるときは、例外を認めることができる。

第八条 他の宇宙部分

(1) 締約国又はその管轄内にある者が、単独に又は共同して、インマルサット宇宙部分の目的の全部又は一部に合致する別個の宇宙部分施設を提供し又はその使用を開始することを意図する場合においては、当該締約国は、当該施設がインマルサット組織と技術的に両立することを確保し、かつ、インマルサット組織が経済的に著しい損害を被ることを回避するため、機構にその旨を通知する。

(2) 理事会は、技術的両立性については拘束力を有しない勧告の形式で見解を表明し、経済的損害については総会に対し見解を提出する。

(3) 総会は、この条に規定する手続の開始の日か

ら九箇月以内に、拘束力を有しない勧告の形式で見解を表明する。このため、総会の臨時会期を招集することができる。

(4) (1)の規定に基づく通知(関連する技術情報の提供を含む。)及びその後の機構との協議は、国際電気通信連合の無線通信規則の関連規定を考慮に入れて行い。

(5) この条の規定は、別個の宇宙部分施設の設定、取得、使用又は存続であつて、国家の安全保障を目的とするもの又はこの条約の効力発生前に契約され、設定され、取得され若しくはこの条約の効力発生前から使用されているものについては適用しない。

第九条 構成

機構に次の機関を置く。

- (a) 総会
- (b) 理事会
- (c) 事務局局長を長とする事務局

第十条 総会の構成及び会期

- (1) 総会は、すべての締約国で構成する。
- (2) 総会の通常会期は、二年に一回開催する。臨時会期は、締約国の三分の一以上が要請する場合又は理事会が要請する場合に招集する。

第十一条 総会の手続

- (1) 各締約国は、総会において一の票を有する。
- (2) 実質事項に関する決定は出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、手

続事項に関する決定は出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で行う。投票において棄権する締約国は、投票しないものとみなす。

(3) ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの決定は、議長が行う。この決定は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で覆すことができる。

(4) 総会のいかなる会合においても、締約国の過半数が出席していなければならない。

第十二条 総会の任務

- (1) 総会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 機構の活動、目的、一般方針及び長期目標を審議し及び検討し、並びにこれらについて理事会に対し見解を表明し及び勧告すること。

(b) 機構の活動がこの条約、国際連合憲章の目的及び原則並びに機構が自らの決定によつて拘束される他の条約に適合することを確保すること。

(c) 無線測位、遭難又は安全に係る業務を提供することを固有の又は主たる目的とする追加の宇宙部分施設の設定につき、理事会の勧告に基づいて承認を与えること。もつとも、海軍公衆通信業務を提供するために設定される宇宙部分施設は、このような承認を得ることなしに、遭難、安全又は無線測位に係る電気通信に利用することができる。

(d) 理事会のその他の勧告について決定を行い及び理事会の報告について見解を表明すること。

(e) 次条(1)(b)の規定に従い、理事会における代表四人を選出すること。

(f) 機構といずれかの国(締約国であるかどうかを問わない。)又は国際機関との間の公式の關係に関する問題について決定を行うこと。

(g) 第三十四条の規定に従いこの条約の改正につき及び運用協定第十八条の規定に従い運用協定の改正について決定を行うこと。

(h) 第三十条の規定に従い、除名すべきかどうかについて審議し及び決定すること。

(i) この条約又は運用協定のその他の条の規定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

(2) 総会は、任務を遂行するに当たり、関連する理事会の勧告に考慮を払う。

第十三条 理事会の構成

(1) 理事会は、次の署名当事者の代表二十二人で構成する。

(a) 機構において最大の出資率を有する署名当事者又は署名当事者の集団(他の方法では代表されない署名当事者であつて集団として代表されることを合意したものの集団)の代表十八人。署名当事者の集団と単独の署名当事者とは同一の出資率を有する場合には、単独の署名当事者が優先権を有する。二以上の署名当事者が同一の出資率を有することにより、理事会における代表の数が二十二を超え、例外的にそのすべての署名当事者が代表される。

(b) 開発途上にある国の利益に妥当な考慮を払いつつ、公平な地理的代表的原則を尊重することを確保するよう出資率にかかわらず総会によつて選出される署名当事者であつて他の方法では理事会において代表されないものの代表四人。地理的地域を代表するために選出された署名当事者は、当該署名当事者によつて代表されることに同意し、かつ、他の方法では理事会において代表されない当該地域の各署名当事者を代表する。選出は、その後開催される理事会の最初の会合から効力を生じ、総会の次の通常会期まで効力を有する。

(2) 欠員が補充されるまでの間における理事会の代表の数の不足は、理事会の構成を無効とするものではない。

第十四条 理事会の手続

(1) 理事会は、任務を実効的に遂行するため必要に応じて会合するものとし、年に三回以上会合する。

(2) 理事会は、全会一致で決定を行うよう努める。全会一致の合意が得られない場合には、決定は、次のとおり行う。

実質事項に関する決定は、理事会において

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の三分の二以上を代表する過半数の代表による議決で行う。

手続事項に関する決定は、出席しかつ投票する代表の単純過半数による議決で行う。この場合において、各代表は、一の票を有する。

ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの紛争については、理事会の議長が決定する。議長の決定は、出席しかつ投票する代表の三分の二以上の多数による議決で覆すことができる。この場合において、各代表は、一の票を有する。

理事会は、その役員の選出のための別段の投票手続を採択することができる。

(3)(a) 各代表は、自己が代表する出資率に相当する票数を有する。もつとも、いずれの代表も、(b)に規定する場合を除くほか、一の署名当事者のため、機構における総票数の二十五パーセントを超える票を投することはできない。

(b) 運用協定第五条(9)、(10)及び(12)の規定にかかわらず、

(i) 理事会において代表されるいずれかの署名当事者がその出資率に基づき機構における総票数の二十五パーセントを超える票数を有する場合には、当該署名当事者は、その出資率のうち二十五パーセントを超える

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

部分の全部又は一部を他の署名当事者に提供することができる。

(ii) 他の署名当事者は、(i)の規定に基づいて提供された出資率の全部又は一部を引き受ける用意がある旨を機構に通知することができる。機構に通知された出資率の合計が分配することのできる出資率を超えない場合には、理事会は、通知した署名当事者に対しその通知した出資率に等しい出資率を分配する。機構に通知された出資率の合計が分配することのできる出資率を超える場合には、理事会は、通知した署名当事者間で合意するところに従い又は、合意が得られない場合には、通知された出資率に比例して、分配することができる出資率を分配する。

(iii) (ii)の分配は、運用協定第五条の規定に基づく出資率の決定の時に理事会が行う。分配は、いずれかの署名当事者の出資率を二十五パーセントを超えて増加させないものとする。

(iv) 署名当事者の出資率のうち分配のために提供される二十五パーセントを超える部分についてこの(b)に定める手続を適用した後において未分配部分がある場合には、その署名当事者の代表が有する票数は、当該未分配部分相当分を限度として二十五パーセントを超えることができる。

(c) 署名当事者がその出資率のうち二十五パーセントを超える部分を他の署名当事者に提供しないことを決定する場合には、当該提供しない部分に対応するその署名当事者の票数は、理事会における他のすべての代表に均等に分配する。

(4) 理事会のいかなる会合においても、理事会において代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の三分の二以上を代表する過半数の代表が出席していなければならない。

第十五条 理事会の任務

理事会は、総会の見解及び勧告に妥当な考慮を払った上で、この条約及び運用協定に適合する最も経済的、効果的及び能率的な方法によつて機構の目的を達成するために必要な宇宙部分を提供する責任を有する。この責任を果たすため、理事会は、すべての適当な任務を遂行するための権限を有する。その任務には、次のものを含む。

(a) 海軍衛星電気通信に対する需要を決定すること並びに、その需要を満たすため、インマルサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定、購入又は賃借による取得、運用、維持及び使用(必要な打上げ業務の調達を含む。)に関する方針、計画、手続及び措置を採択すること。

(b) 技術上及び運用上の任務を遂行するための契約を締結することが機構の一層の利益となる場合にこれを事務局長に要請する旨の管理措置を採択し及び実施すること。

(c) インマルサット宇宙部分の使用についての陸上、船舶上及び海域にある構造物上の地球局の承認並びにインマルサット宇宙部分を使用する地球局の動作の検査及び監視のための基準及び手続を採択すること。船舶上の地球局については、この基準は、免許を交付する国内当局がその裁量により型式認定に用いることができるよう十分に詳細なものでなければならない。

(d) 第十二条(1)(c)にいう勧告を総会に提出すること。

(e) 機構の活動に関する定期的報告(財政事項を含む。)を総会に提出すること。

(f) この条約及び運用協定に反することなく、調達に関する手続、規則及び契約条件を採択し並びに調達契約を承認すること。

(g) 財政方針を採択し、財政規則、年次予算及び年次財務諸表を承認し、インマルサット宇宙部分使用料を定期的に定め並びに他のすべての財政事項(この条約及び運用協定に適合する出資率及び資本限度額を含む。)につき決定を行うこと。

(h) 船主、船員その他の海事電気通信の利用者を代表するものとして理事会が認める団体との継続的な協議を行うためにとるべき措置を決定すること。

- (1) 機構が仲裁手続の当事者である場合において仲裁人を指名すること。
- (3) この条約又は運用協定の他の条の規定に基づいて与えられるその他の任務及び機構の目的を達成するために適切なその他の任務を遂行すること。
- 第十六条 事務局
- (1) 事務局長は、締約国又は、締約国を通じて、署名当事者が推薦する候補者の中から、締約国の確認を条件として、理事会が任命する。寄託者は、直ちに締約国に対しその任命を通告する。三分の一を超える締約国がその通告の後六十日以内にその任命に反対する旨を書面により寄託者に通知しない限り、その任命は、確認されたものとみなす。事務局長は、任命の後確認されるまでの間においても、その職務を行うことができる。
- (2) 事務局長の任期は、六年とする。もつとも、理事会は、自己の権限として事務局長を解任することができる。理事会は、総会に解任の理由を報告する。
- (3) 事務局長は、機構の首席職員とし、機構を法的に代表する。事務局長は、理事会に対し責任を負い、理事会の指揮を受ける。
- (4) 事務局の職員、使用人及びコンサルタントその他の顧問の構成、定員及び標準雇用条件は、理事会が承認する。
- (5) 事務局長は、事務局の構成員を任命する。事務局長に直屬する上級職員の任命については、理事会による承認を受ける。

- (6) 事務局長その他の事務局の職員の任命に当たっては、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。
- 第十七条 会合への代表の派遣
- この条約及び運用協定に基づき機構の会合に出席し又は参加する権利を有するすべての締約国及び署名当事者は、機構の会合及び機構が主催するその他の会合に、それらの会合の開催の場所にかかわらず、出席し又は参加することができる。招請国との取決めは、この条の規定に適合するものでなければならない。
- 第十八条 会合の費用
- (1) 各締約国及び各署名当事者は、機構の会合に各自の代表を派遣するための費用を負担する。
- (2) 機構の会合の必要経費は、機構の事務費とする。もつとも、機構のいかなる会合も、会合を招請する者が追加の経費を負担することに同意しない限り、機構の本部外では開催しない。
- 第十九条 使用料の設定
- (1) 理事会は、インマルサット宇宙部分の使用形態の種類別に測定単位及び使用料を定める。使用料は、運用協定に従い、機構の運営、維持及び事務に要する費用、理事会が必要と認める運転資金、署名当事者の出資額の償却並びに資本の使用に対する補償に充てることができるように

- 機構が十分な収入を得るためのものとする。
- (2) 各種類の使用に係る使用料率は、同一種類の使用につきすべての署名当事者に対して同一とする。
- (3) 理事会は、署名当事者以外の事業体であつてインマルサット宇宙部分を使用することを第七條の規定に従つて許可されたものに対し、署名当事者に対して定める使用料率とは異なる使用料率を定めることができる。各種類の使用に係る使用料率は、同一種類の使用につきすべてのこれらの事業体に対して同一とする。
- 第二十条 調達
- (1) 理事会の調達方針は、機構の利益のために物品及び役務の供給における世界的な競争を奨励するものとする。このため、
- (a) 機構が必要とする物品及び役務の調達は、購入によるか賃借によるかを問わず、公開の国際入札に基づく契約の締結によつて行ふ。
- (b) 契約は、品質、価格及び最も有利な納入時期の最良の組合せを提示する入札者と締結する。
- (c) 品質、価格及び最も有利な納入時期の組合せにつき同等の組合せを提示する入札がある場合には、理事会は、この(1)に定める調達方針に沿つて契約を締結する。
- (2) 公開の国際入札は、次の場合には、理事会が採択する手続に従つて省略することができる。ただし、省略する場合においても、理事会が

- 機構の利益のために物品及び役務の供給における世界的な競争を奨励することを条件とする。
- (a) 契約の見積額が五万アメリカ合衆国ドルを超えず、かつ、公開の国際入札を省略して契約を締結することが理事会によるその後における(1)に定める調達方針の効果的な実施を妨げるような地位を契約者に与えることとならない場合。理事会は、関連物価指数に反映される世界的な価格の変動により正当とされる限度において、この(a)に定める額を変更することができる。
- (b) 緊急事態に対処するため早急に調達することとを必要とする場合
- (c) 機構の必要を満たすために必要とされる仕様に対する供給源が唯一である場合又は供給源の数が著しく限定されているため公開の国際入札に経費及び時間を費やすことが実行上不可能であり、また、機構の最善の利益にならない場合。ただし、二以上の供給源がある場合には、平等に入札の機会を与えられることを条件とする。
- (d) 必要とされるものが事務的性質のものであるため、公開の国際入札を行うことが実質的でなく、また、実行上不可能である場合
- (e) 人的役務を調達する場合
- 第二十一条 発明及び技術情報
- (1) 機構は、自ら行い又は自己の費用で自己に代

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

二一〇

- わつて行われる作業に関し、発明及び技術情報に係る権利を取得するものとする。ただし、これらの権利は、機構及び署名当事者としての資格における署名当事者の共通の利益に必要なものに限る。契約によつて行われる作業に関しては、取得するこれらの権利は、独占的でないものとする。
- (2) (1)の規定の適用上、機構は、その原則及び目的並びに一般に認められた産業上の慣行を考慮に入れて、重要な調査、研究又は開発を含む作業に関し、自己のために次の権利を確保するものとする。
- (a) 当該作業から生ずるすべての発明及び技術情報を自己に無償で開示させる権利
- (b) インマルサット宇宙部分並びにこれに関連して運用される陸上及び船舶上の地球局との関連において(a)の発明及び技術情報を、無償で、締約国、署名当事者及び締約国の管轄内にあるその他の者に対して開示し又は開示させ並びに自らそれらを使用し又はそれらの者がそれらを使用することを認め若しくは認めさせる権利
- (3) 契約によつて行われる作業に関しては、契約の下で生ずる発明及び技術情報の所有権は、契約者が保有するものとする。
- (4) 機構は、また、自己に代わつて行われる作業の遂行に当たつて直接に利用された発明及び技術情報であつて(2)の規定が適用されないものを公正かつ妥当な条件で使用し及び使用させる権利を自己のために確保するものとする。もつとも、そのような使用は、機構による支出を伴う契約に基づき実際に納入された製品の再生産又は改修に必要な限度において、かつ、当該作業を遂行した者が当該権利を許与する資格を有する限度において行われるものとする。
- (5) 理事会は、個々の事例につき、(2)(b)及び(4)に規定する原則に従うことにより機構の利益を害することとなることが交渉の過程において理事会にとつて明らかとなる場合には、それらの原則に従わないことを承認することができる。
- (6) 理事会は、また、個々の事例につき、例外的な事情により正当とされる場合において、次のすべての条件が満たされるときは、(3)に規定する原則に従わないことを承認することができる。
- (a) その原則に従う場合には機構の利益を害することとなることが理事会にとつて明らかとなること。
- (b) 機構がいずれの国においても特許の保護を確保することができると理事会が認定すること。
- (c) 契約者が所要の期間内に(b)にいう保護を確保することができず又は確保する意思がないこと。
- (7) 機構が権利を取得した(2)の規定に従つて取得した場合を除く。発明及び技術情報に関し、機構は、要請により、その有する権利の範囲内で次のことを行う。
- (a) それらの発明及び技術情報を締約国及び署名当事者に対して開示し又は開示させること。ただし、機構がこの開示の権利の行使に關して行い又は要求される支払の償還を受けることを条件とする。
- (b) 締約国及び署名当事者に対し、それらの発明及び技術情報を締約国の管轄内にあるその他の者に対して開示し又は開示させ並びにそれらを使用し又は当該その他の者がそれらを使用することを認め若しくは認めさせる権利を与えること。この場合において、
- (i) インマルサット宇宙部分並びにこれに関連して運用される陸上及び船舶上の地球局に関しては、無償とする。
- (ii) その他の目的のためには、一方において署名当事者又は締約国の管轄内にあるその他の者と、他方において機構、当該発明及び技術情報の所有者又は当該発明及び技術情報に係る財産権の持分を有することを認められたその他の事業体若しくは者との間で定める公正かつ妥当な条件に従う。ただし、機構がそれらの権利の行使に關して行い又は要求される支払の償還を受けることを条件とする。
- (8) 機構が権利を取得したすべての発明及び技術情報の開示及び使用並びにそれらの開示及び使用の条件には、すべての署名当事者及び締約国の管轄内にあるその他の者について差別を設けない。
- (9) この条のいかなる規定も、技術情報の開示に關する国内法令に服する者と機構が契約を締結することが望ましい場合には、これを妨げるものではない。
- 第二十二條 責任
- 締約国は、締約国としての資格においては、機構の行為及び義務について責任を負わない。ただし、非締約国又は非締約国によつて代表される自然人若しくは法人との関係において、締約国と非締約国との間で効力を有する条約から生ずる責任については、この限りでない。この条の規定は、また、当該条約により非締約国又は非締約国によつて代表される自然人若しくは法人に賠償することを要求される締約国が他の締約国に対し当該条約に基づいて有する権利を行使することを妨げるものではない。
- 第二十三條 除外される費用
- 署名当事者が機構から取得する所得に対する租税は、機構の費用には含まない。
- 第二十四條 会計検査
- 機構の会計は、毎年、理事会が任命する独立の会計検査専門家により検査を受ける。いずれの締約国及び署名当事者も、機構の会計を調査する権利を有する。

第二十五条 法人格

機構は、法人格を有し、その行為及び義務について責任を負う。機構は、任務を適切に遂行するため、特に、契約を行い、動産及び不動産を取得し、賃借し、保有し及び処分し、訴訟当事者となり並びに国又は国際機関と協定を締結する能力を有する。

第二十六条 特権及び免除

(1) 機構及びその財産は、この条約が認める活動の範囲内で、すべての締約国において、所得に対するすべての国税、財産に対するすべての直接国税並びにインマルサット宇宙部分に使用するために打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品に対する関税を免除される。各締約国は、機構の特殊な性格に留意して、所得に対する租税及び財産に対する直接税並びに関税を望ましい範囲内で更に免除することとを関係国内手続に従って実現するため、最善の努力を払うことを約束する。

(2) すべての署名当事者（本部が自国の領域内に所在する締約国が指定した署名当事者を除く。）は、その資格において活動する限り、本部の所在する締約国の領域内において機構から取得した所得に対する本部の所在する締約国の国税を免除される。

(3)(a) 機構は、この条約の効力発生の後でできる限り速やかに、機構の本部又は他の事務所若しくは施設が自国の領域内に設置される締約国

との間で、機構、その事務局長及び職員、機構のために職務を遂行する専門家並びに締約国及び署名当事者の代表につき、これらの者がその任務を遂行するため当該締約国の領域内にある間の特権及び免除に関する協定を締結する。この協定は、理事会が交渉し、総会が承認する。

(b) (a)の協定は、この条約とは別個のものとし、当該締約国の政府と機構との間で合意する場合又は機構の本部が当該締約国の領域から移転する場合に終了する。

(4) (3)の協定を締結した締約国以外のすべての締約国は、この条約の効力発生の後でできる限り速やかに、機構、その事務局長及び職員、機構のために職務を遂行する専門家並びに締約国及び署名当事者の代表につき、これらの者がその任務を遂行するため当該締約国の領域内にある間の特権及び免除に関する協定書を締結する。その協定書は、この条約とは別個のものとし、その終了の条件についても定める。

第二十七条 他の国際機関との関係

機構は、国際連合、宇宙空間及び海洋の平和的利用を取り扱う国際連合の機関、国際連合の専門機関並びにその他の国際機関と共通の関心のある事項について協力する。機構は、特に、政府間海事協議機関の関連のある決議及び勧告を考慮する。機構は、国際電気通信条約の関連規定及び同条約に基づいて作成された規則を遵守するものとし、

インマルサット宇宙部分の企画、開発、建設及び設定に当たり並びにインマルサット宇宙部分及び地球局の運用を規制するために定める手続において、国際電気通信連合の機関の関連のある決議、勧告及び手続に妥当な考慮を払う。

第二十八条 国際電気通信連合に対する通告

機構の本部が自国の領域内に所在する締約国は、機構の要請に基づき、国際電気通信条約に附属する無線通信規則に従い、宇宙部分のために使用される周波数を調整し並びに、同意する各締約国に代わつて、使用される周波数及び他の情報を国際電気通信連合に通告する。

第二十九条 脱退

(1) いずれの締約国及び署名当事者も、寄託者に対する書面による通告により、いつでも機構から任意に脱退することができる。署名当事者の脱退の通告は、その脱退を認める旨の決定が関係国内法に従って行われた後、その署名当事者を指定した締約国が書面により寄託者に対して行うものとし、その締約国は、その通告により当該脱退を受諾したものとする。締約国がその資格において脱退する場合には、その締約国が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国は、同時に脱退するものとする。

(2) 脱退の通告をした締約国及びその指定した署名当事者又は自己について脱退の通告が行われ

た署名当事者は、寄託者が脱退の通告を受領した時に、機構のすべての機関において代表される権利及び投票する権利を失い、その通告の受領の日の後は、いかなる義務をも負わない。もつとも、脱退する署名当事者は、理事会が運用協定第十三条の規定に基づき別段の決定を行わない限り、その通告の受領前に機構により明示的に承認された契約上の債務及びその通告の受領前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額を負担する責任を引き続き負う。脱退は、(1)に規定する書面による通告を寄託者が受領した日の後三箇月で効力を生じ、この条約及び(又は)運用協定は、同時に、当該締約国及び(又は)当該署名当事者について効力を失う。ただし、当該資本分担金に係る責任並びに第三十一条及び運用協定第十六条の規定については、この限りでない。

(3) 署名当事者が脱退する場合には、その署名当事者を指定した締約国は、(4)の規定に従い新たな署名当事者の指定を行い若しくは署名当事者の資格を引き受け、又は脱退する。これらの措置は、脱退の効力発生の日前にとられるものとし、脱退の効力発生の日に効力を生ずる。その締約国がその日までにいずれの措置をもとらなかつた場合には、その締約国は、その日に脱退したものとみなす。新たな署名当事者は、資本分担金に係る前の署名当事者のすべての未払分

昭和五十二年十一月二日 参議院会議録第七号

担額につき並びに脱退の通告の受領の日の後に機構により明示的に承認された契約上の債務及び脱退の通告の受領の日の後の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額について責任を負う。

(4) 締約国は、何らかの理由により、自らその指定した署名当事者に代わること又は新たな署名当事者を指定することを希望する場合には、その旨を書面によつて寄託者に通告する。運用協定は、新たな署名当事者が前の署名当事者の履行していない(3)の第四文に規定するすべての義務を承継し及び運用協定に署名した時に、新たな署名当事者について効力を生じ、同時に、前の署名当事者について効力を失う。

第三十条 資格停止及び除名

(1) 締約国がこの条約に基づきいづれかの義務に違反した疑いがある旨の書面による通知を事務局が受領した後一年を経過した場合において、総会は、その締約国の申立てを考慮した後、義務の違反が事実であり、かつ、機構の効果的な運営を害すると認めるときは、その締約国を除名することを決定することができる。この条約は、その決定の日又は総会が定めるそれよりも遅い日に、その締約国について効力を失う。このため、総会の臨時会期を招集することができる。締約国が除名される場合には、その締約国

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国は、同時に脱退するものとする。運用協定は、この条約がその締約国について効力を失う日に、当該署名当事者について効力を失う。ただし、除名前機構により明示的に承認された契約上の債務及び除名前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金に係る責任並びに次条及び運用協定第十六条の規定については、この限りでない。

(2) 署名当事者がその資格においてこの条約又は運用協定に基づきいづれかの義務(運用協定第三条(1)の規定に基づく義務を除く。)に違反し、かつ、義務の違反を指摘した理事会の決議について書面による通告を受けた後三箇月以内に当該義務の違反を是正しなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又は、適当なときは、当該締約国が行うことのある申立てを考慮した後、その署名当事者の権利を停止することができる。更に三箇月を経過した後、理事会がその署名当事者又は、適当なときは、当該締約国が行うことのある申立てを考慮した後当該義務の違反が是正されていないと認める場合には、総会は、理事会の勧告に基づきその署名当事者を除名することを決定することができる。その除名は、その決定の日効力を生じ、運用協定

は、その日にその署名当事者について効力を失う。

(3) 署名当事者が運用協定第三条(1)の規定に従つて支払うべき額を支払期限の後四箇月以内に支払わない場合には、その署名当事者のこの条約及び運用協定に基づく権利は、自動的に停止する。その署名当事者が支払うべきすべての額をその停止の後三箇月以内に支払わず又はその署名当事者を指定した締約国がその期間内に前条(4)の規定に基づく署名当事者の交代を行わなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又はこれを指定した締約国が行うことのある申立てを考慮した後、その署名当事者を除名することを決定することができる。運用協定は、その決定の日その署名当事者について効力を失う。

(4) 署名当事者は、その権利が(2)又は(3)の規定に従つて停止されている期間、この条約及び運用協定に基づく署名当事者のすべての義務を引き続き負う。

(5) 署名当事者は、除名の後は、いかなる義務をも負わない。ただし、除名前機構により明示的に承認された契約上の債務及び除名前の作為又は不作為から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額を負担する責任並びに次条及び運用協定第十六条の規定に基づ

く義務については、この限りでない。

(6) 署名当事者が除名された場合には、その署名当事者を指定した締約国は、前条(4)の規定に従い新たな署名当事者の指定を行い若しくは署名当事者の資格を引き受け、又は脱退する。これらの措置は、除名の日の後三箇月以内にとられるものとし、除名の日に効力を生ずる。その締約国がこの期間が満了する時までいづれの措置をもとらなかつた場合には、その締約国は、除名の日に脱退したものとみなし、この条約は、その日にその締約国について効力を失う。

(7) この条約が締約国について効力を失つた場合には、機構とその締約国が指定した署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国との間の決済は、運用協定第十三条に定めるところに従つて行う。

第三十一条 紛争の解決

(1) この条約に基づく権利及び義務に関し締約国相互の間又は締約国と機構との間に生ずる紛争は、当事者間の交渉によつて解決するものとする。いづれかの当事者が解決を要請した時から一年以内に解決が得られない場合において、紛争の当事者が紛争を国際司法裁判所に付託し又は紛争を解決するための他の手続に付することとを合意しないときは、その紛争は、当事者の合

意を条件として、附属書に従つて仲裁に付することが出来る。締約国相互の間又は締約国と機構との間の紛争に関する仲裁裁判所のいずれの決定も、この条約が締約国について効力を失う旨の前条(1)の規定に基づく総会の決定を妨げ又はこれに影響を及ぼすものではない。

(2) 機構と一又は二以上の締約国との間で締約した協定の下で両者の間に生ずる紛争は、いずれかの当事者が解決を要請した時から一年以内に交渉によつて解決が得られない場合には、別段の合意がされない限り、紛争のいずれかの当事者の要請により、附属書に従つて仲裁に付する。

(3) この条約又は運用協定に基づく権利及び義務に関し一又は二以上の締約国と一又は二以上の署名当事者との間に生ずる紛争は、当該締約国及び当該署名当事者が合意する場合には、附属書に従つて仲裁に付することが出来る。

(4) 締約国又は署名当事者であつたことから生ずる権利及び義務に関する紛争については、この条の規定は、締約国又は署名当事者でなくなつた締約国又は署名当事者についても引き続き適用する。

第三十二条 署名及び批准

(1) この条約は、効力発生の時までには署名のため、その後は加入のため、ロンドンにおいて開放しておく。すべての国は、次のいずれかの方法により、締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件としないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(2) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を寄託者に寄託することによつて行ふ。

(3) いずれの国も、締約国となる際に又はその後いつでも、寄託者に対する書面による通告により、自国の権限の下で運航する船舶の登録機関及び自国の管轄の下にある陸上地球局であつてこの条約の適用を受けるものを宣言することができる。

(4) いずれの国も、自ら又はその指定した事業体が運用協定に署名するまでの間、締約国となることはない。

(5) この条約及び運用協定には、留保を付することができない。

第三十三条 効力発生

(1) この条約は、当初出資率の九十五パーセントを代表する国が締約国となつた日の後六十日で効力を生ずる。

(2) (1)の規定にかかわらず、この条約は、署名のために開放された日の後三十六箇月以内に効力を生じない場合には、効力を生ずることはない。

(3) この条約の効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、その寄託の日に効力を生ずる。

第三十四条 改正

(1) いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、事務局に提出するものとし、事務局は、これを他の締約国及び署名当事者に通報する。理事会による改正案の審議には、三箇月の予告を必要とする。理事会は、改正案の配布の日から六箇月以内に自己の見解を総会に提出する。総会は、その後六箇月を経過した後に、理事会の見解を考慮に入れて改正案を審議する。総会は、特別の場合には、実質事項に関する決定の手續により、この期間

を短縮することができる。

(2) 総会が採択した改正は、その採択の時に於ける締約国の三分の二以上であつてその時における出資率の全体の三分の二以上を代表するものによる受諾の通告を寄託者が受領した後百二十日で効力を生ずる。改正は、効力発生の後は、すべての締約国(改正を受諾していないものを含む。)及び署名当事者を拘束する。

第三十五条 寄託者

(1) この条約の寄託者は、政府間海事協議機関の事務局長とする。

(2) 寄託者は、すべての署名国及び加入国並びにすべての署名当事者に対し、速やかに次の事項を通知する。

(a) この条約の署名

(b) 批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託

(c) この条約の効力発生

(d) この条約の改正の採択及び効力発生

(e) 脱退の通告

(f) 資格停止及び除名

(g) この条約に関するその他の通告及び通報

(3) 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録及び

昭和五十二年十一月二日 参議院会議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めたの件外四件

公表のため国際連合事務局に認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十六年九月三日にロンドンで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、国際海事衛星組織の設立に関する国際会議に参加するよう招請された国の政府及びこの条約に署名し又は加入するその他の国の政府にその認証謄本一通を送付する。

附屬書 条約第三十一条及び運用協定第十

六条に規定する紛争の解決手続

第一条

条約第三十一条又は運用協定第十六条の規定に基づいて仲裁に付される紛争は、三人の仲裁人から成る仲裁裁判所が取り扱う。

第二条

紛争を仲裁に付することを希望する申立人又は申立人団は、各相手方及び事務局に対し次の事項

を記載した文書を提出する。

(a) 紛争についての詳細な記述、各相手方が仲裁に参加することを必要とする理由及び求める措置

(b) 紛争の対象である事項が仲裁裁判所の権限内にある理由及び仲裁裁判所が、申立人に有利に決定する場合に、求める措置を認めなければならぬ理由

(c) 申立人が交渉により又は仲裁以外の方法によつて紛争を解決することができなかった理由についての説明

(d) 当事者の合意のあることが仲裁を行うための条件となる場合には、その合意の証明

(e) 申立人が仲裁人として指名する一人の者の氏名

事務局は、各締約国及び各署名当事者に当該文書の写しを速やかに配布する。

第三条

(1) 相手方は、すべての相手方が前条の文書の写しを受領した日から六十日以内に、仲裁人として一人の者を共同して指名する。各相手方は、単独で又は共同して、その期間内に各当事者及び事務局に対し同条の文書に対する単独又は共

同の答弁（紛争の対象である事項から生ずる反対請求を含む。）を文書によつて提出することができる。

(2) 二人の仲裁人が指名された後三十日以内に、これらの仲裁人は、第三の仲裁人を合意によつて選定する。第三の仲裁人は、いずれの当事者とも同一の国籍を有しておらず、いずれの当事者とも同一の領域内に居住しておらず、かつ、いずれの当事者にも役務を提供していない者でなければならない。

(3) いずれか一方の当事者が所定の期間内に仲裁人を指名しない場合又は第三の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合には、国際司法裁判所長（所長が職務を遂行することができない場合又はいずれかの当事者と同一の国籍を有する場合）は、次長、次長が職務を遂行することができない場合又はいずれかの当事者と同一の国籍を有する場合においては、いずれの当事者とも同一の国籍を有しない先任の裁判官は、いずれかの一方の当事者の要請により、一人又は二人の仲裁人を任命することができる。

(5) 仲裁裁判所は、その長が選定された時に構成される。

第四条

(1) 仲裁裁判所に空席が生じた場合において、その理由が仲裁手続の当事者にとつてやむを得ない事情によるもの又は仲裁手続の適正な進行に反しないものであると仲裁裁判所の長又は残りの仲裁人が認めるときは、その空席は、次の規定に従つて補充する。

(a) 空席がいずれか一方の当事者によつて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、当該一方の当事者は、空席が生じた後十日以内に後任者を選定する。

(b) 空席が仲裁裁判所の長が欠けた結果又は前条(3)の規定に従つて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、後任者は、それぞれ同条(2)又は(3)に定める方法によつて選定される。

(2) 空席がその他の理由によつて生じた場合又は(1)に規定する理由によつて生じた空席が補充されない場合には、残りの仲裁人は、第一条の規定にかかわらず、いずれか一方の当事者の要請により、仲裁手続を継続し及び仲裁裁判所の最

終決定を行つ権限を有する。

第五条

(1) 仲裁裁判所は、開廷の日及び場所を決定する。

(2) 仲裁手続は、公開せず、仲裁裁判所に提出されるすべての資料は、秘密とする。もつとも、機構及び仲裁手続の当事者である署名当事者を指定した締約国は、出席する権利を有するものとし、提出された資料について知ることができ、機構が仲裁手続の当事者である場合には、すべての締約国及び署名当事者は、出席する権利を有するものとし、提出された資料について知ることができる。

(3) 仲裁裁判所は、その権限について争いがある場合には、最初にその問題を取り扱う。

(4) 仲裁手続は、書面によつて行ふ。各当事者は、事実及び法に係る自己の主張を裏づける証拠を書面によつて提出する権利を有する。ただし、仲裁裁判所が適当と認めるときは、口頭で陳述及び証言を行うことができる。

(5) 仲裁手続は、申立人が自己の主張、関係事実及びその証拠並びに援用する法の原則についての申立てを行うことによつて開始される。その

申立てに対して相手方の反対申立てが行われる。申立人は、相手方の反対申立てに対して答弁を行うことができるものとし、相手方は、再答弁を行うことができる。その後の陳述は、仲裁裁判所が必要であると決定した場合に限り行うことができる。

(6) 仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求を審理し、決定する。ただし、その反対請求が条約第三十一条及び運用協定第十六条に規定する仲裁裁判所の権限内にある場合に限り。

(7) 当事者が仲裁手続の期間中に合意に達した場合には、その合意は、当事者の合意による仲裁裁判所の決定として記録する。

(8) 仲裁裁判所は、紛争が条約第三十一条及び運用協定第十六条に規定する自己の権限外のものであると決定する場合には、仲裁手続の期間中いつでも、仲裁手続を終了させることができる。

(9) 仲裁裁判所の評議は、秘密とする。

(10) 仲裁裁判所の決定は、書面によつて行ふものとし、その書面には、決定の理由を付する。その決定は、二人以上の仲裁人によつて支持され

なければならない。その決定に同意しない仲裁人は、その意見を記載した別個の書面を提出することができる。

(11) 仲裁裁判所は、その決定を事務局に送付する。事務局は、すべての締約国及び署名当事者に対し当該決定を配布する。

(12) 仲裁裁判所は、仲裁手続に必要であり、かつ、この附属書に規定する手続規則に適合する追加の手続規則を採択することができる。

第六条

一方の当事者がその立場を表明しない場合には、他方の当事者は、仲裁裁判所に対し自己の申立てに基づいて決定することを求めることができる。仲裁裁判所は、その決定に先立ち、自己が権限を有すること並びに当該他方の当事者の立場が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

第七条

(1) 当事者である署名当事者を指定した締約国は、仲裁手続に参加し、追加の当事者となる権利を有する。参加は、仲裁裁判所及び他の当事者に対する書面による通告によつて行ふ。

(2) 他の締約国並びに署名当事者及び機構は、仲

裁裁判所に対し、仲裁手続に参加しかつ追加の当事者となるための許可を申請することができる。仲裁裁判所は、申請者が当該紛争に実質的な利害関係を有すると決定する場合には、その申請を承認する。

第八条

仲裁裁判所は、いずれかの当事者の要請により又は職権により、自己を補佐する専門家を任命することができる。

第九条

各締約国、各署名当事者及び機構は、仲裁裁判所が、いずれかの当事者の要請により又は職権により、紛争の処理及び解決に必要であると決定するすべての情報を提供する。

第十条

仲裁裁判所は、最終決定までの間、各当事者の権利を保全するために必要と認める暫定措置を指示することができる。

第十一条

(1) 仲裁裁判所の決定は、国際法に従つて行われ、(a) 条約及び運用協定並びに (b) 一般に認められた法の原則に基づかなければならない。

昭和五十二年十一月二日 参議院会議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

一一六

(2) 仲裁裁判所の決定(第五条の七の規定に基づく

当事者の合意によるものを含む。)は、すべての当事者を拘束し、すべての当事者は、決定を誠実に履行する。機構が当事者である場合において、機構のいずれかの機関の決定が条約及び運用協定によつて認められず又はそれらに適合しないという理由により無効であると仲裁裁判所が決定するときは、その仲裁裁判所の決定は、すべての締約国及び署名当事者を拘束する。

(3) 仲裁裁判所の決定の意味又は範囲に関して紛争が生じた場合には、当該仲裁裁判所は、いずれかの当事者の要請により、その決定を解釈する。

第十二条

仲裁裁判所が紛争の特殊な事情により別段の決定を行わない限り、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む。)は、双方の当事者が均等に分担する。一方の当事者が二以上の当事者から成る場合には、仲裁裁判所は、当該一方の当事者の分担額を当該二以上の当事者の間に割り当てる。機構が当事者である場合には、仲裁に係る機構の費用は、機構の事務費とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件

第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。

昭和五十二年十月十七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋電気通信共同体憲章

国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「エスキヤップ」という。)の加盟国及び準加盟国であるこの憲章の締約国の政府は、エスキヤップ地域(以下「地域」という。)の電気

通信業務の均衡のとれた発達が地域の経済的及び社会的開発に相応する歩調のものとなるように確保されることの必要性を確信し、

地域における電気通信の現在の急速な発達及びアジア電気通信網の実現に照らして、地域における現行の及び予定されている電気通信業務の詳細な計画及び運営についての協力の必要性を考慮し、

地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するための協議機関を地域に設立することの必要性を認め、

地域における国内電気通信機関の間で計画及び運用上の措置をそれぞれ相互に関連させるための常設機関の必要性を認識して、

ここに次のとおり協定する。

第一条 設立

国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリノス)第三十二条の規定に合致する地域的電気通信機関として、この憲章によりアジア太平洋電気通信共同体(以下「共同体」という。)を設立する。

第二条 目的

1 共同体の目的は、次のとおりとする。

(a) 当面の及び将来の需要を満たすため、地域的及び国際的電気通信網の計画及び発達を地域においてそれぞれ相互に関連させること。

(b) すべての合意された通信網の実現を促進すること。

(c) 能率的な地域的及び国際的電気通信網の国内構成部分の発達を地域において援助すること。

(d) 地域内の及び国際的な通信のための技術基準及び経路計画の調整を地域において助長すること。

(e) 地域的電気通信業務において能率的な運用方法が採用されるように努めること。

2 共同体は、1の目的を達成するため、次のことを行うことができる。

(a) 適当な場合には、国際電気通信連合と調整の上、加盟国及び準加盟国によつて共通の利益である電気通信技術の開発に関する技術的研究その他の研究を行うこと。

(b) 加盟国及び準加盟国の電気通信機関の間で情報、技術専門家及び他の専門職員を交換することを奨励すること。

- (c) 加盟国及び準加盟国の間で電気通信の分野における技術を移転することの実行可能性を研究すること。
- (d) 要請がある場合には、加盟国及び準加盟国に対する短期の技術援助を提供するように取り計らうこと。
- (e) 電気通信職員及び研修計画に関する必要度の決定に当たり、加盟国及び準加盟国に対して助言を行うこと。
- (f) 地域における電気通信に係る適当な国際機関と協力して、地域的・性格又は多数国の性格を有する電気通信研究所を地域に設立することを促進すること。
- (g) 適当な国際的又は地域的機関と協力して、地域における二者又は多数者の間の電気通信計画の作成及び実施を促進し及び援助すること。

第三条 共同体の構成

- 1 共同体は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。
- 2 共同体の加盟国の地位は、地域にある国であつて国際連合の加盟国又はエスキップの加盟国であるものに開放する。当該国は、第十七条

又は第十九条の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。

- 3 地域にある国であつて2の規定に基づいて加盟国となる資格を有しないものは、すべての加盟国の三分の二の賛成票を得た後第十九条の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の加盟国となる。
- 4 共同体の準加盟国の地位は、エスキップの準加盟国に開放する。エスキップの準加盟国は、第十七条又は第十九条の規定及び第二十

条の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、共同体の準加盟国となる。

- 5 共同体の賛助加盟員の地位は、企業体として地域における国内電気通信業務又は国際電気通信業務を運営する事業体であつて、共同体の加盟国又は準加盟国により賛助加盟員として指名されるものに開放する。当該事業体は、指名を行う加盟国又は準加盟国を通じて、事務局長に於てた通知により又は事務局長の任命前においてエスキップの事務局長に於てた通知によりこの憲章に賛同する意思を共同体に通報することによつて、その通知が受領された日から共同体の賛助加盟員となる。

第四条 権利の承認

共同体は、加盟国及び準加盟国に対しその電気通信を規律する権利を十分に承認し、また、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員が現存の国際的及び地域的電気通信機関に対して負う義務に考慮を払う。

第五条 本部

共同体の本部は、パンコックに置く。

第六条 公用語

共同体の公用語は、英語とする。

第七条 機関

1 共同体の主要機関は、次のものとする。

- (a) 総会
(b) 管理委員会
(c) 事務局

2 総会又は管理委員会は、共同体の目的を遂行するために必要と認める補助機関及び専門部会を設置する。

3 2の補助機関又は専門部会を設置する場合には、同時に、付託事項、存続期間、活動を行うための他の規則及び予算案項を定める。

4 総会及び管理委員会の会合は、別段の決定が行われない限り、共同体の本部において開催す

る。

第八条 総会

1 総会は、共同体の最高機関とし、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。

2 各加盟国は、総会において一個の投票権を有する。

3 準加盟国は、総会において投票権を有しない。

4 賛助加盟員は、総会の審議にオブザーバーとして参加することができる。

5 総会は、三年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として会合する。臨時会期は、共同体の加盟国の三分の二の要請により総会の議長が招集する。

6 総会は、次のことを行う。

- (a) 共同体の目的を遂行するための一般方針及び一般原則並びに総会が共同体の権限内にあると認める他の事項のための一般方針及び一般原則を決定すること。

(b) 総会の次の通常会期までの期間について共同体の年次予算の基準及び年次経費の限度額を定めること。

(c) 共同体の活動に関する管理委員会の報告を

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件外四件

一一八

- 受領し及び検討し、並びに管理委員会に対し措置を必要とする事項について指示を与えること。
- (d) 共同体と政府、機関又は主管庁との間の取極を必要に応じて締結し又は改正すること。
- (e) その手続規則を採択すること。
- 7 総会は、通常会期ごとに、共同体の加盟国の代表の中から議長一人及び副議長二人を選挙する。議長一人及び副議長二人は、総会の次の通常会期まで、それぞれその職にあるものとし、引き続き任期につき議長及び副議長のいずれの職に対しても被選挙資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を超える任期については、同一の職に対する被選挙資格を有しない。
- 8 総会が選挙する議長は、「アジア太平洋電気通信共同体総裁」の称号を有する。
- 9 総会の会期は、議長が主宰する。次の会期の会合の期日及び場所は、各会期中において決定する。
- 10 総会の議長が何らかの理由によりこの条の規定に基づく任務を遂行することができない場合には、副議長のいずれか一人が、議長の任務を遂行する。
- 11 この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で行う。ただし、会計上の事項に関する決定には、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 12 共同体の加盟国の代表の三分の二をもつて総会の会合の定足数とする。
- 第九条 管理委員会
- 1 管理委員会は、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。各加盟国及び各準加盟国は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、顧問を伴うことができる。代表は、できる限り、電気通信の分野において経験がある適任者であつて、加盟国又は準加盟国の電気通信主管庁の職員であるもの又はその電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負うものとする。
- 2 各加盟国は、管理委員会において一個の投票権を有する。
- 3 準加盟国は、管理委員会において投票権を有しない。
- 4 賛助加盟員は、管理委員会の審議にオブザーバーとして参加することができる。
- 5 管理委員会は、総会が決定する方針及び原則並びに総会が与える特定の指示に従い、次のことを行う。
- (a) 共同体の事務の運営を監督すること。
- (b) 共同体の事務上、会計上その他の活動に必要と認める規則を作成すること。
- (c) 共同体の業務計画を検討し及び承認すること。
- (d) 総会が定める年次経費を基準として、かつ、その限度額の範囲内で、共同体の年次予算及び必要と認められる追加予算を検討し及び承認すること。
- (e) 共同体の会計計算書を検査するための措置をとり及びこの計算書を承認すること。
- (f) 共同体の業務に関する年次報告を検討し及び承認し並びに総会に定期報告を提出すること。
- (g) 事務局のすべての活動を審査し、指示し、管理し及び調整すること。
- (h) 共同体に代わつて、共同体と政府、機関又は主管庁との間の暫定的取極を締結すること。
- と。管理委員会は、締結した暫定的取極について、総会の承認を求め、又は総会の会期から会期までの間においては通信により加盟国の単純過半数による承認を求めるものとし、必要な場合には、通信により準加盟国及び賛助加盟員と協議することができる。
- (i) この憲章に規定されていない問題を解決するために必要な措置をとることを総会の議長に要請し、総会の会期から会期までの間において必要な場合には、そのような問題を解決するためにとるべき措置について通信により加盟国の三分の二以上の多数による承認を求めること。
- (j) 共同体が招請される会議又は会合において共同体を代表させる方法を決定すること。
- (k) 10の規定に従い、共同体の事務局長及び事務局次長を任命すること。
- (l) 事務局長、事務局次長その他の事務局の職員の職務の性質及び雇用条件を定めること。
- (m) その手続規則を採択すること。
- 6 管理委員会は、二年ごとに、共同体の加盟国の代表の中から委員長一人及び副委員長二人を選挙する。委員長一人及び副委員長二人は、次

回の選挙が行われる時まで、それぞれその職にあるものとし、引き続き任期につき委員長及び副委員長のいずれの職に対しても被選挙資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を超え任期については、同一の職に対する被選挙資格を有しない。	者の名簿から選定された結果に基づき、事務局長を任命する。管理委員会は、同様に事務局次長を任命する。もつとも、事務局局長は、事務局次長の選定のために開催される会合に出席しかつ協議を受けることができる。	の会合を招集することを取り計らうこと。 (c) 共同体のすべての記録を保管すること。 (d) 総会又は管理委員会が委託する職務を遂行すること。 (e) 共同体の運営に関し、管理委員会に対して責任を負うこと。 (f) 必要な場合には、総会及び管理委員会の決定を実施すること。 (g) 共同体の技術援助の総合計画及び事業計画を実施すること。	(c) 共同体が招集する会議又は会合 (d) 事務局 (e) 共同体の技術援助活動 (f) その他の諸活動 (g) 総会又は管理委員会が承認する特定の活動 2 1 (a) から (f) までに掲げるものに関する共同体の経費は、次の二の財源によつて賄う。 (a) 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の通常分担金。通常分担金は、共同体の加盟国、準加盟国及び賛助加盟員となる際に次の分担等級の単位数のうちから任意に選定した単位数に応じて決定される金額とする。 六〇五〇四〇三〇二〇一〇 四二一〇・五 この憲章に従つて選定した分担単位数の引下げは、総会の会期から会期までの間においては、行うことができない。 (b) 現金又は他の形態による特別提出。特別提出は、加盟国、準加盟国、賛助加盟員及び他の者が任意に行うことができる。 3 1 (g) に掲げるものに関する共同体の経費は、特別提出によつて賄う。 4 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員は、管理委
7 管理委員会は、毎年一回会合する。管理委員会の委員長は、次のいずれかの場合には、追加の会合を招集する。 (a) 加盟国の三分の二が追加の会合を要請し、かつ、出席することに同意した場合 (b) 委員長が追加の会合の開催が必要であると認め、かつ、加盟国の三分の二が出席することとに同意した場合	1 共同体の事務局は、共同体の首席の管理職員である事務局局長、管理委員会が必要と認める数の事務局次長及び管理委員会が必要と認める他の職員で構成する。 2 事務局局長及び事務局次長は、三年間在任するものとし、再任されることが出来る。ただし、連続する二の任期を超えて在任してはならない。	(i) 共同体の業務計画案、予算の見積書、会計計算書、年次報告及び定期報告を作成し、並びに検討及び承認のためこれらを管理委員会に提出すること。 第十一条 共同体の会計 1 共同体の経費は、次のものに関する費用から成る。 (a) 総会 (b) 管理委員会	3 事務局局長は、管理委員会が決定する勤務条件で、管理委員会が必要と認める他の職員を任命する。 4 事務局局長は、事務局次長その他の事務局の職員の補佐を受けて次のことを行う。 (a) 総会及び管理委員会の事務局の職務を行うこと。 (b) 共同体の主要機関及び補助機関に対して事務局としての事務を行い、及びこれらの機関
8 共同体の加盟国の代表の三分の二をもつて管理委員会の会合の定足数とする。 9 管理委員会の決定は、意見の一致によつて行う。 10 管理委員会は、そのため特に招集される加盟国の代表の会合において加盟国が指名する候補	管理委員会の委員長は、問題が総会にとつて特に関心があるものと認める場合には、総会の議長に通報する。	管理委員会の委員長は、問題が総会にとつて特に関心があるものと認める場合には、総会の議長に通報する。	管理委員会の委員長は、問題が総会にとつて特に関心があるものと認める場合には、総会の議長に通報する。

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めた件外四件

一三〇

員会が承認した年次予算に基づいて計算した年次分担金の額を前払する。	権及び免除に関する条約に基づいて国際連合及びその職員に与えられるもの又は、加盟国若しくは準加盟国が選択する場合には、その者と共同体との間で締結する取極において定められる特権及び免除を享有することができる。	4 脱退の通告は、事務局長が会計年度の最初の六箇月の期間内に受領した場合に、当該会計年度の最後の日に効力を生ずるものとし、その期間を経過した後に受領した場合に、通告の受領の後一年で効力を生ずる。	第十七条 署名、批准又は受諾 1 この憲章は、効力発生の時まで、それぞれ第三條2又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての者による署名のために開放しておく。
5 共同体に対する支払いが延滞している加盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度にわたるその加盟国の分担金の額以上である間は、総会、管理委員会及び補助機関における投票権を失う。	第十三条 国際連合並びに国際的及び地域的機関との関係 共同体は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の適当な国際的及び地域的機関と緊密な関係を設定し及び維持する。	5 共同体から脱退する加盟国、準加盟国又は賛助加盟員は、その地位にあつた期間中に負つた債務について引き続き責任を負う。	2 この憲章は、千九百七十六年四月一日から千九百七十六年十月三十一日まで、パンコックにあるエスキップ事務局において署名のために開放しておく。この憲章は、その後、国際連合事務総長に送付するものとし、効力発生の時まで、ニューヨークにある国際連合本部において署名のために開放しておく。この憲章は、同本部に寄託される。
6 各加盟国、各準加盟国及び各賛助加盟員は、総会、管理委員会その他の機関の会合に出席する各自の代表団の経費を負担する。	第十四条 共同体からの脱退 1 共同体の加盟国又は準加盟国は、事務局長にあてた脱退の通告により共同体から脱退することができる。この場合において、脱退する加盟国又は準加盟国が指名した賛助加盟員は、当該通告により共同体から脱退する。	第十五条 共同体の解散 1 共同体の総会は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数により、共同体を解散することを決議することができる。	3 寄託者は、それぞれ第三條2又は4の規定に基づいて共同体の加盟国又は準加盟国となる資格を有するすべての国及びエスキップのすべての準加盟国に対し、この憲章の認証原本を送付する。
第十二条 法律上の能力、特権及び免除 1 共同体は、法人格を有し、次の能力を有する。 (a) 契約をすること。 (b) 不動産及び動産を取得し及び処分すること。 (c) 訴えを提起すること。	2 賛助加盟員は、自己を指名した加盟国又は準加盟国を通じて、事務局長にあてた通告により共同体から脱退することができる。	2 共同体の加盟国の三分の二が事務局長にあてた通告により1の決議を承認した場合には、総会は、共同体を解散するために必要な措置をとる。この措置は、共同体の資産を清算するため委員会の設置を含む。	4 この憲章は、署名者によつて批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、寄託者に寄託する。寄託者は、他の署名者に批准書又は受諾書の寄託及びその日付を通告する。
2 共同体は、タイ政府との間で本部協定を締結する。	3 事務局長は、他のすべての加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して1及び2の通告の受領を通報し、並びにその通告を第十六条にいう寄託者に送付する。	3 総会は、適当な段階において、共同体が解散された旨の最終宣言を採択する。この宣言は、事務局長が次条にいう寄託者に通知する。	
3 共同体及びその職員は、共同体の各加盟国及び各準加盟国の領域において、共同体の任務の遂行及びその目的の達成のために必要な特権及び免除であつて千九百四十六年の国際連合の特			

5

この憲章の効力発生の日前に批准書又は受諾書を寄託する署名者は、その効力発生の日に共同体の加盟国又は準加盟国となる。他の署名者であつて4の規定に従うものは、批准書又は受諾書を寄託した日の後三十日目の日に共同体の加盟国又は準加盟国となる。

第十八条 効力発生

この憲章は、第三条2の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する七の署名国(共同体の本部が置かれる国であるタイを含む)が批准書又は受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条 加入

1 第三条2又は3の規定に基づいて共同体の加盟国となる資格を有する国及びエスキップの準加盟国は、この憲章の効力発生の後は、加入書を寄託者に寄託することによりこの憲章に加入することができる。

2 加入書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。寄託者は、加入書を受領した場合には、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対し、各加入を通告する。

第二十条 エスキップの準加盟国

エスキップの準加盟国がその国際関係の処理について完全な責任を有しない場合において、その国際関係の処理について責任を有する国の政府が当該準加盟国のためにこの憲章に加入せず又は加入する資格を有しないときは、当該準加盟国は、この憲章に加入する時に、その国際関係の処理について責任を有する国の政府が発給する文書であつて、当該準加盟国がこの憲章の締約国となる権限を有すること並びにこの憲章に基づく権利及び義務を有し及び負う権限を有することを確認するものを提出する。

第二十一条 共同体の総会及び管理委員会

エスキップの事務局長は、この憲章の効力発生の後三箇月以内に、タイ政府と協議の上、共同

体の総会及び管理委員会の創立会合を招集する。もつとも、この創立会合は、千九百七十七年八月一日前に開催してはならない。

第二十二條 この憲章の改正

1 加盟国は、この憲章の改正を提案することが出来る。

2 この憲章の改正の採択には、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 改正は、加盟国の三分の二が改正の批准書又は受諾書を寄託者に寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの憲章に署名した。

〔安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○安孫子藤吉君 たいだいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審議の結果と結果を御報告いたします。

まず、ルーマニアとの租税条約は、従来わが国が締結した多くの租税条約と同様、大綱におきましてOECDモデル条約のつとめたものでありまして、一方の国の企業が相手国で事業を営む場合の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運利用得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減等について定めるとともに、それぞれの国内法に従い、二重課税を回避する方法を規定したものであります。

次に、ブラジルとの租税条約の修正補足議定書は、近年ブラジルが行った税制改正を考慮に入れ、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税率を改めるとともに、ブラジルの経済開発を促進するための特別奨励措置の拡充等を考慮に入

れ、みなし税額控除に関する規定を整備する等、現行条約を修正補足するものであります。次に、エジプトとの投資保護協定は、わが国と

エジプトとの間で、投資の許可について最恵国待遇を相互に保障しているほか、投資財産、事業活動、送金等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産が収用、国有化された場合の補償措置等を定めたものであります。

次に、国際海事衛星機構条約は、船舶と陸地との間及び船舶と船舶との間の通信を抜本的に改善するため、海事衛星通信施設を提供する国際機構を設立し、運営することを目的とするものであります。

最後に、アジア太平洋電気通信共同体憲章は、国連アジア太平洋経済社会委員会が中心となって推進してまいりましたアジア電気通信網計画に関連して、その完成を促進し、その後の有効なる運営を図るための協議機関として、アジア太平洋電気通信共同体を設立しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ルーマニアとの租税条約、国際海事衛星機構条約及びアジア太平洋電気通信共同体憲章の三件はいずれも全会一致をもつて、また、ブラジルとの租税条約の修正補足議定書及びエジプトとの投資保護協定の両件はいずれも多数をもつて、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求め、国の間の条約の締結について承認を求め、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求め、の件及びアジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求め、の件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(加瀬完君) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求め、の件並びに投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求め、の件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

○副議長(加瀬完君) 日程第六 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます、通信委員長栗原俊夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右 国会に提出する。

昭和五十一年三月八日

内閣総理大臣 三木 武夫

日本放送協会昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益
計算書並びにこれに関する説明書

50 検 第 415 号
昭和50年12月5日

内閣総理大臣 三木 武夫殿

会計検査院長 佐藤 三郎閣

日本放送協会昭和49年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査
を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和49年度財産目録

財 産 目 録

昭和50年3月31日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)			
流動資産			
現金預金	現金	41,919,765	29,387,111,640
		11,977,808,179	12,019,727,944
受債料未収金	受債料未収金	3,660,773,623	1,860,773,623
	未収受債料欠損引当金	△ 1,800,000,000	
有価証券	受債料未収金の 収納不能見越額 金融債ほか		11,499,340,096

財 産 品	前 払 費 用	その他の流動資産	固定資産	有形固定資産	建物	構築物	機械	器具什器	土地
未収金	未収金	有価証券利息ほか	760,983,311						
差入保証金	差入保証金	建物賃借保証金ほか	749,031,724						
保管有価証券	保管有価証券	集金委託保証預り有価証券	500,000						
仮払金	仮払金	諸立替払金	28,462,496						
建物	建物	演奏所、放送所ほか	78,147,931,656						
減価償却引当金	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 21,111,309,031						
構築物	構築物	空中線設備ほか	33,961,273,766						
減価償却引当金	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 14,599,609,978						
機械	機械	放送設備ほか	124,892,318,316						
減価償却引当金	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 88,990,985,202						
器具什器	器具什器	楽器、事務用什器ほか	929,838,701						
減価償却引当金	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 559,004,264						
土地	土地	演奏所・放送所敷地ほか	14,954,186,266						

貸借対照表
昭和50年3月31日現在

2 昭和49年度貸借対照表

(科目)	(金額)	(金額)
(資産の部)		
流動資産		
現金預金		12,019,727,944
受取金	3,660,773,623	
未収受借料欠損引当金	△ 1,800,000,000	1,860,773,623
有価証券		11,489,340,096
貯蔵品		122,984,496
前払費用		2,350,357,950
その他の流動資産		1,683,977,531
流動資産合計		29,387,111,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,147,981,656	
建物減価償却引当金	△ 21,111,809,081	52,036,622,625
構築物	38,961,278,766	
構築物減価償却引当金	△ 14,599,609,978	19,351,668,788
機械	124,892,318,316	
機械減価償却引当金	△ 88,990,985,202	35,901,333,114
器具什器	929,888,701	
器具什器減価償却引当金	△ 559,004,264	370,884,437
土地		14,954,186,266
建設仮勘定		319,221,068
無形固定資産		
無形固定資産		1,095,926,642

建設仮勘定	319,221,068	319,221,068
無形固定資産	1,095,926,642	1,095,926,642
特定資産	886,000,000	886,000,000
放送債券償還積立資産	886,000,000	
繰延勘定	113,916,076	
長期前払費用	31,420,024	
放送債券発行差金	82,496,052	
資産合計	154,416,815,651	
(負債の部)		
流動負債	16,428,536,009	
未払金	1,774,892,544	
受借料前受金	14,282,518,384	
その他の流動負債	421,130,131	
固定負債		
放送債券	45,091,000,000	
長期借入金	3,860,000,000	
退職手当引当金	31,781,000,000	
負債合計	61,519,536,009	

固定資産合計		124,029,787,935
特 定 資 産		886,000,000
放送債券償還積立資産		886,000,000
繰 延 勘 定		
長期前払費用		31,420,024
放送債券発行差金		82,496,052
繰延勘定合計		113,916,076
資 産 合 計		154,416,815,651
(負債の部)		
流 動 負 債		
未払金		1,774,892,544
受信料前受金		14,232,513,334
その他の流動負債		421,130,131
流動負債合計		16,428,536,009
固 定 負 債		
放送債券		8,860,000,000
長期借入金		31,781,000,000
退職手当引当金		4,450,000,000
固定負債合計		45,091,000,000
負債合計		61,519,536,009
(資本の部)		
資 本		75,000,000,000
積立金		21,920,172,519
当期事業収支差金		△ 4,022,892,877
資本合計		92,897,278,642
負債資本合計		154,416,815,651

3 昭和49年度損益計算書

損益計算書

昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで

科 目		金 額
業 務 経 常 支 出	経常事業収入	122,474,720,355
	受 信 料	125,786,300,459
	交 付 金	293,032,840
	雑 収	3,018,547,264
	経常事業支出	129,883,782,545
	給 与	49,776,442,841
	国内放送費	31,073,430,327
	国際放送費	810,677,628
	調査研究費	14,732,394,028
	管 理 費	1,711,164,908
特 殊 支 出	減価償却費	14,306,085,224
	償 還 金	13,983,769,966
	経常事業収支差金	3,490,367,623
	特別収入	△ 4,047,482,086
	特別支出	1,086,960,579
特 殊 収 入	固定資産売却益	769,066,702
	固定資産受贈益	3,260,531
	固定資産修正益	263,633,346
	特別支出	1,011,371,370
当 期 事 業 収 支 差 金	固定資産売却損	365,112,780
	固定資産除却損	32,401,085
	過年度損益修正損	613,857,505
当期事業収支差金		△ 4,022,892,877

4 昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和49年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ面放送の全国普及とすべし放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に努めようとした。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額1,544億1,681万5千円に對し、負債総額615億1,953万6千円、資本の部における資本750億円、積立金219億2,017万3千円、当期事業収支差金△40億2,289万3千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入1,257億8,680万円に對し、経常事業支出は1,238億3,878万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は△40億4,748万2千円である。

これに特別収入10億3,586万1千円を加え、特別支出10億1,187万2千円を差し引いた当期事業収支差金は△40億2,289万3千円である。

なお、収入支出の決算においては、上記の損益に東京放送会館売却収入の一部を当年度事業安定のための資金として特別収入に受け入れた34億9,300万円を加え、事業収入は1,303億1,526万1千円となり、事業支出1,308億4,615万4千円を差し引き、事業収支差金は△5億2,989万3千円となっている。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録および貸借対照表

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,560億8,664万7千円に比べ36億6,983万2千円減少し、1,544億1,681万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末		昭和49年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動資産	32,355,186	20.5	29,387,111	19.0	△ 2,968,075
固定資産	124,767,158	78.9	124,029,738	80.3	△ 737,370
特定資産	886,000	0.6	886,000	0.6	0
繰延勘定	78,303	0.0	113,916	0.1	35,613
合 計	158,086,647	100.0	154,416,815	100.0	△ 3,669,832

㌞ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の323億5,518万6千円に比べ29億6,807万5千円減少し、293億8,711万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末	昭和49年度末	増 減
現金預金	13,937,756	12,019,728	△ 1,918,028
受信用料未収金	1,538,471	1,860,774	322,303
有価証券	14,868,804	11,499,340	△ 3,369,464
貯蔵品	92,354	122,984	30,630
前払費用	549,584	2,350,358	1,800,774
その他の流動資産	1,348,217	1,538,977	185,760
合 計	32,355,186	29,387,111	△ 2,968,075

注1 現金預金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現金	41,920	
預金	11,977,808	
合 計	12,019,728	

注2 受信用料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信用料未収金	3,660,774	当年度末の受信用料未収額
未収受信用料欠損引当金	△ 1,800,000	翌年度における収納不能見込額
合 計	1,860,774	

38

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
金融	債	7,454,000	7,417,654	7,417,654	興業債券ほか	
政府	債	2,538,000	2,512,197	2,512,197	鉄道債券ほか	
電信	債	1,424,230	1,420,239	1,420,239		
事業	債	150,000	149,250	149,250	電力債券	
合	計	11,561,230	11,499,340	11,499,340		

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区	分	金額	摘	要
放送	記念品	99,316		
被服		22,253		
合	計	1,365		

注5 前払費用

(単位 千円)

区	分	金額	摘	要
長期借入金	利息	493,956		
翌年度受信料	組費	724,492		
翌年度受信料	納経費	900,286		
その他の前払費用		231,645	自動車損害賠償責任保険保険料ほか	
合	計	2,350,358		

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	金額	摘	要
未収入	金	760,983	有価証券利息ほか	
差入	金	749,032	建物賃借保証金ほか	
保管	金	500	集金委託保証預り有価証券	
仮払	金	23,492	諸立替払金	
合	計	1,533,977		

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区	分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却累計額	翌年度末残高
有形固定資産	建物	238,400,876	14,001,778	4,207,884	248,194,770	125,290,909	122,883,861
	構築物	72,195,723	1,116,149	201,941	73,114,931	21,111,309	52,003,622
	機械	30,013,911	4,099,330	161,967	33,951,274	14,589,610	19,361,664
	器具什	120,116,829	8,221,457	3,445,967	124,892,319	88,990,986	35,901,333
	土地	927,354	9,087	6,602	929,839	559,004	370,835
	建設仮勘定	14,844,996	201,473	92,283	14,954,186	—	14,954,186
	無形固定資産	302,068	316,282	299,124	319,221	—	319,221
合	計	1,310,052	123,715	7,137	1,426,630	330,703	1,095,927

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、137億6,108万5千円であり、これは総合、教育面テレビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

(ロ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和48年度末	昭和49年度末
			増 減
放送債券償還積立資産		886,000	886,000 886,000

(ハ) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の7,830万3千円に比べ、3,561万3千円増加し、1億1,891万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和48年度末	昭和49年度末	増 減
長期前払費用		29,897	31,420	1,523
放送債券発行差金		48,406	82,496	34,090
合	計	78,303	113,916	35,613

(ニ) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の611億6,647万5千円に比べ3億6,306万1千円増加し、615億1,953万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末		昭和49年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動負債	15,575,475	25.5	16,423,536	26.7	853,061
固定負債	45,591,000	74.5	45,091,000	73.3	500,000
合 計	61,166,475	100.0	61,519,536	100.0	353,061

流動負債は、前年度末の155億7,547万5千円に比べ8億5,306万1千円増加し、当年度末の流動負債は、前年度末の155億7,547万5千円に比べ8億5,306万1千円増加し、164億2,853万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末	昭和49年度末	増 減
未償付金	2,129,037	1,774,893	△
信託料	12,903,659	14,232,513	1,328,854
その他の流動負債	542,779	421,130	△
合 計	15,575,475	16,423,536	853,061

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 債 券 利 息	84,696	
放送債専用利ほか諸経費	1,025,856	
その他	664,941	機器購入代金ほか
合 計	1,774,893	

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	14,232,513	翌年度分受信料の収納額

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 項 預 金	13,743	外部技術協力料
受 取 有 価 証 金	71,212	集金委託保証金
受 取 有 価 証 金	500	集金委託保証金
受 取 有 価 証 金	335,670	源泉徴収所得税ほか
合 計	421,130	

(4) 固定負債は、前年度末の455億9,100万円に比べ5億円減少し、450億9,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末	昭和49年度末	増 減
放 送 債 券 借 入 金	8,860,000	8,860,000	0
長期借入金	32,281,000	31,781,000	△
退職手当引当金	4,450,000	4,450,000	0
合 計	45,591,000	45,091,000	△

(単位 千円)

区 分	昭和48年度末	昭和49年度末	増 減
放 送 債 券 借 入 金	8,860,000	8,860,000	0
長期借入金	32,281,000	31,781,000	△
合 計	41,141,000	40,641,000	△

資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の969億2,017万2千円に比べ40億2,289万3千円減少し、928億9,727万9千円となり、その内容は次のとおりである。

750 億円

- (1) 資 本
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額
前年度末の40億5,165万8千円に前年度の当期事業収支差金178億6,851万9千円を加えた結果である。
- (2) 当期事業収支差金
△ 40億2,289万3千円
- (3) 損益計算書
△ 40億2,289万3千円
- (4) 経常事業収支

経常事業収入 1,257 億 8,630 万円に対し、経常事業支出は 1,298 億 3,378 万 2 千円であり、差し引き経常事業収支差金は△ 40 億 4,748 万 2 千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入 1,187 億 2,385 万 9 千円、経常事業支出 1,196 億 7,915 万 2 千円に比較すれば、経常事業収入は 70 億 6,294 万 1 千円、経常事業支出は 101 億 5,463 万円の増加である。

ケ 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
受 信 料 入	116,009,878	122,474,720	6,464,842
交 付 金 取 入	203,755	293,083	89,278
雑 収 入	2,509,726	3,018,547	508,821
合 計	118,723,359	125,786,300	7,062,941

注 1 受 信 料

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
普 通 受 信 料	26,562,336	19,689,214	△ 6,863,122
カ ラ ー 受 信 料	89,457,542	102,785,506	13,327,964
合 計	116,009,878	122,474,720	6,464,842

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
普 通 契 約 年 度 初 頭	△	8,520	6,264
契 約 年 度 末	2,256	△	1,453
契 約 年 度 末	6,264	△	4,811

カ ラ ー 契 約 年 度 初 頭	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
契 約 年 度 初 頭	15,612	2,678	18,290
契 約 年 度 末	2,678	18,290	2,172
契 約 年 度 末	18,290	24,554	20,462
契 約 年 度 末	24,554	422	24,554
契 約 年 度 末	24,554	25,273	25,273

注 2 交 付 金 取 入

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	200,850	245,274	44,424
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	2,905	47,759	44,854
合 計	203,755	293,083	89,278

注 3 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
受 入 利 息 金	1,191,088	1,776,574	585,486
雑 収 入	1,318,638	1,241,973	△ 76,665
合 計	2,509,726	3,018,547	508,821

(4) 経 常 事 業 支 出

昭和 49 年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増 減
給 内 放 送 与 費	41,668,554	49,776,443	8,107,889
給 内 放 送 与 費	30,089,943	31,073,430	973,487
給 内 放 送 与 費	791,366	810,677	19,311
給 内 放 送 与 費	13,314,822	14,732,394	1,417,572
給 内 放 送 与 費	1,875,002	1,711,166	△
給 内 放 送 与 費	12,562,910	14,805,035	2,242,125
給 内 放 送 与 費	16,331,923	13,983,770	2,348,153
給 内 放 送 与 費	8,034,632	3,490,868	4,543,764
合 計	119,679,152	129,833,782	10,154,630

注1 給 与

(単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増 減
給 料 手 当 費	41,083,602	49,089,994	7,996,392
給 料 手 当 費	574,962	688,449	111,497
合 計	41,658,564	49,776,443	8,107,889

注2 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増 減
播 送 組 用 費	19,489,371	19,688,850	199,479
播 送 組 用 費	6,120,249	7,042,977	922,728
播 送 組 用 費	4,490,323	4,341,603	△
合 計	30,099,943	31,073,430	973,487

注3 営 業 費

(単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増 減
広 報・受 信 改 善 費	1,089,105	1,074,785	△
契 約 収 納 費	10,484,717	11,857,609	1,372,892
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	1,741,000	1,300,000	441,000
合 計	13,314,822	14,732,394	1,417,572

注4 管 理 費

(単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増 減
一 般 管 理 費	1,574,227	1,468,844	△
施 設 管 理 費	2,209,173	2,434,234	225,061
厚 生 保 健 費	5,473,386	6,497,243	1,023,857
退 職 手 当 そ の 他	3,306,124	3,904,714	598,590
合 計	12,562,910	14,305,035	1,742,125

注5 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有 形 固 定 資 産	248,194,770	13,854,407	125,260,909	122,933,861
建 築 物	73,147,931	1,191,544	21,111,309	52,036,622
構 築 物	33,951,274	1,376,130	14,599,610	19,351,664
機 器 具	124,892,319	11,239,529	88,990,986	35,901,333
土 地	829,839	47,204	559,004	370,835
無 形 固 定 資 産	14,954,186	—	—	14,954,186
合 計	319,221	—	—	319,221
合 計	1,426,630	79,363	330,703	1,095,927
合 計	249,621,400	13,933,770	125,591,612	124,029,788

(單位 千円)

イ 特別収支
固定資産売却益等の特別収入は10億3,596万1千円であり、固定資産売却損等の特別支出は10億1,137万2千円であり、その内容は次のとおりである。

ロ 特別収入

(単位 千円)

区	分	金 額	摘 要
固 定 資 産	減 除 却 損	365,113	
固 定 資 産	減 除 却 損	32,401	
過 年 度 損 益	修 正 損	613,868	昭和48年度分未収受富料欠損額確定に伴う修正損
合 計		1,011,372	

表	算	决	出	支	入	收
---	---	---	---	---	---	---

表	算	决	出	支	入	收
---	---	---	---	---	---	---

款 項	予 算 額						決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3) - (4)
	当 初 額 (1)	予 算			増 減 額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
		第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費	第 7 条 節 減				
事業収入	130,945,250,000	0	0	0	95,626,000	131,040,876,000	130,315,261,088	725,614,962
受信料	122,940,832,000	0	0	0	0	122,940,832,000	122,474,720,365	466,111,645
交付金収入	288,048,000	0	0	0	0	288,048,000	283,032,840	4,984,840
雑収入	2,837,667,000	0	0	0	95,626,000	2,933,293,000	3,015,547,264	85,254,264
特別収入	4,878,703,000	0	0	0	0	4,878,703,000	4,528,960,579	349,742,421
事業支出	130,945,250,000	0	0	0	95,626,000	95,626,000	130,845,153,915	195,722,086
給与	48,988,688,000	0	880,000,000	450,000,000	14,945,000	794,945,000	49,776,442,841	7,140,159
国内放送費	31,583,577,000	△ 290,000,000	0	△ 216,000,000	79,267,000	426,783,000	31,076,430,327	88,413,673
国際放送費	845,476,000	0	0	△ 13,000,000	0	832,476,000	810,677,628	21,798,372

[illegible]

(資本収支)

数	項	算 額				決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予 当		合 計 (1)+(2) (3)				
		初 額 (1)	予算総則に基づく 増減額 (2) 第 5 条 繰 越					
資 本 収 入	減 価 償 却 引 当 金 前 期 繰 越 金 受 入 れ 資 産 受 入 れ 放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 も ど し 入 れ 放 送 債 券 借 入 金 長 期 借 入 金 建 設 費 放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ 放 送 債 券 借 入 金 返 還 金 長 期 借 入 金 返 還 金	18,586,000,000 13,970,000,000 0 530,000,000 886,000,000 2,000,000,000 2,200,000,000 19,586,000,000 14,000,000,000 886,000,000 2,000,000,000 2,700,000,000	8,700,000,000 0 8,700,000,000 0 0 0 0 8,700,000,000 0 0 0 8,700,000,000	28,286,000,000 13,970,000,000 8,700,000,000 530,000,000 886,000,000 2,000,000,000 2,200,000,000 28,286,000,000 14,000,000,000 886,000,000 2,000,000,000 11,400,000,000	19,605,494,883 13,983,769,966 0 685,724,917 886,000,000 2,000,000,000 2,200,000,000 19,347,085,444 13,761,085,444 886,000,000 2,000,000,000 2,700,000,000	8,700,000,000 0 8,700,000,000 0 0 0 0 8,700,000,000 0 0 0 8,700,000,000	△ △ <	

前 期 繰 越 金	12,470,898,761 円 (このうち、昭和 49 年度事業安定のための資金 3,468,000,000 円、債務返還の一部繰越額 8,700,000,000 円)
当年度事業安定のための資金受け入れ額	△ 3,468,000,000 円
当年度収支差金発生額	△ 271,483,438 円 (事業収支差金 △ 529,892,877 円、資本収支差金 258,409,439 円)
当 期 繰 越 金	8,706,415,343 円 (このうち債務返還の一部繰越額 8,700,000,000 円)

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

〔栗原俊夫君登壇、拍手〕

○栗原俊夫君 ただいま議題となりました案件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和四十九年度決算に係るものでありまして、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出されたものであります。

まず、その概要を申し上げますと、協会の四十九年度末における財産状況は、資産総額一千五百四十四億一千七百万円、負債総額六百十五億二千九百万円、資本総額九百二十八億九千七百万円となっております。

また、当年度中の損益の状況は、経常事業収入一千二百五十七億八千六百万円に対し、経常事業支出一千二百九十八億三千四百百万円であり、差し引き経常事業収支は四十億四千八百百万円の欠損であり、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支全体では、四十億二千三百百万円の欠損となっております。

なお、当年度事業安定のための資金として前年度から繰り越した東京放送会館売却収入の一部三十四億九千三百万円を受け入れておりますので、事業収支の赤字は五億三千三百万円となります。

本件には、会計検査院の記述すべき意見はない旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、経営委員会の構成、視聴者意向の番組への反映施策等、協会運営の各般にわたる問題のほか、高層建築物によるテレビの受信障害対策、非常災害時における放送体制等について、郵政省、会計検査院並びに協会当局等に対し質疑を行い、慎重審議の結果、本件について

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

は全会一致をもってこれを是認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

○副議長(加瀬完君) 日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金井元彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の表を次のように改める。

年 度	臨時 地方 特例 交付 金の 額
昭和五十五年度	三百九十億円
昭和五十六年度	四百四十億円
昭和五十七年度	五百十億円
昭和五十八年度	五百八十億円
昭和五十九年度	六百六十億円
昭和六十年度	七百六十億円
昭和六十一年度	八百六十億円
昭和六十二年度	九百八十五億円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「九千四百億円」を「一兆三百六十億円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和五十三年度 昭和五十四年度 昭和五十五年度 昭和五十六年度 昭和五十七年度 昭和五十八年度 昭和五十九年度 昭和六十年度 昭和六十一年度	昭和四十八年度分等の借入金限度額に係るもの 四百七十億円 五百三十六億円 五百四十九億六千万円 八百五十億円 二千二十億円 三千七十億円 三千四百八十億円 三千九百四十億円 四千四百五十億円 五千四十億円 五千七百九億八千万円 四千八百八十一億円

附則第八項第二号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年度	三百九十億円
昭和五十六年度	四百四十億円
昭和五十七年度	五百十億円
昭和五十八年度	五百八十億円
昭和五十九年度	六百六十億円
昭和六十年度	七百六十億円
昭和六十一年度	八百六十億円
昭和六十二年度	九百八十五億円

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十二年十月二十八日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

地方公務員法の一部を改正する法律
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一
号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「十五万以上のもの」を「十五万
以上のもの及び特別区」に改め、同條第三項中「特
別区」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔金井元彦君登壇 拍手〕

○金井元彦君 たいま議題となりました二法律
案について、地方行政委員会における審査の経過
及び結果を御報告いたします。

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

は、今回の補正予算において、昭和五十一年分所
得税の特別減税による所得税の減収が歳入に計上
されたことに伴い、地方交付税においても、当初
予算計上額に対して九百六十億円の落ち込みを生
ずることとなったため、その総額の確保を図る措
置として、昭和五十二年の交付税及び譲与税配
付金特別会計における借入金金を九百六十億円増額
することとし、当該借入金金の償還金については、
昭和五十五年度から昭和六十二年度までの各年度
において、それぞれ償還額と同額の臨時地方特例
交付金を一般会計から交付税及び譲与税配付金特
別会計へ繰り入れる措置を講じようとするもので
あります。

委員会におきましては、地方財政収支試算と明
年度以後の地方財政対策を初め、起債許可制度の
改善、公営交通事業の健全化対策、沖縄における
戦後処理問題と地方財政対策等について熱心な質
疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲るこ
とを御了承願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案
は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

地方交付税法等の一部を改正する法律案外一件

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案
は、衆議院地方行政委員長の提出に係る法律案で
ありまして、特別区の規模及び特殊性にかんが
み、特別区が条例で人事委員会を置くことができ
るよう所要の改正を行おうとするものでありま
す。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採
決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより両案を一括して採
決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よっ
て、両案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長
和田 淳夫君	安井 謙君	加瀬 完君
和泉 照雄君	馬場 富君	
渡部 通子君	矢原 秀男君	
桑名 義治君	藤原 房雄君	
中野 明君	相沢 武彦君	
塩出 啓典君	内田 善利君	
柄谷 道一君	柳澤 鍊造君	
三木 忠雄君	遠藤 政夫君	
上林繁次郎君	峯山 昭範君	
和田 春生君	阿部 憲一君	
原田 立君	岩崎 純三君	
田代富士男君	矢追 秀彦君	
栗林 卓司君	黒柳 明君	
吉田 実君	藤井 恒男君	
	坂元 親男君	

鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君	木島 則夫君
中村 利次君	松垣徳太郎君
原文兵衛君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	向井 長年君
前田佳郎君	新谷寅三郎君
下村 泰君	江田 五月君
市川 房枝君	青島 幸男君
喜屋武眞榮君	金丸 三郎君
亀長 友義君	北 修二君
下条進一郎君	鈴木 正一君
伊江 朝雄君	長谷川 信君
後藤 正夫君	糸山英太郎君
遠藤 要君	上條 勝久君
中西 一郎君	寺下 岩蔵君
平井 卓志君	林 道君
安孫子藤吉君	青井 政美君
世耕 政隆君	小林 国司君
中山 太郎君	志村 愛子君
古賀雷四郎君	金井 元彦君
梶木 又三君	土屋 義彦君
長田 裕二君	木村 睦男君
上原 正吉君	大石 武一郎君
塚田十一郎君	八木 一郎君
郡 祐一君	鍋島 直昭君
熊谷太三郎君	源田 実君
林田悠紀夫君	丸茂 重貞君
増田 盛君	河本嘉久蔵君
斎藤 十朗君	大島 友治君
山本 富雄君	三善 信二君
真鍋 賢二君	増岡 康治君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君
田原 武雄君	高橋 圭三君
高平 公友君	竹内 潔君
中村 啓一君	成相 善十君
井上 吉夫君	亀井 久興君

坂野 重信君	堀内 俊夫君	稲山 篤君	山中 郁子君
望月 邦夫君	最上 進君	安武 洋子君	内藤 功君
宮田 輝君	安田 隆明君	安恒 良一君	吉田 正雄君
細川 護熙君	石破 二朗君	大木 正吾君	丸谷 金保君
大鷹 淑子君	岡田 広君	香取タケ子君	小巻 敏雄君
佐藤 信二君	植木 光教君	福岡 知之君	森下 昭司君
園田 清充君	藤井 丙午君	野田 哲君	対馬 孝且君
嶋崎 均君	初村 滝一郎君	粕谷 照美君	小笠原貞子君
稲嶺 一郎君	山崎 竜男君	神谷信之助君	大塚 喬君
鈴木 省吾君	徳永 正利君	小山 一平君	寺田 熊雄君
江藤 智君	大谷 藤之助君	片岡 勝治君	宮之原貞光君
加藤 武徳君	二木 謙吾君	小谷 守君	立木 洋君
小澤 太郎君	岩動 道行君	橋本 敦君	久保 亘君
西村 尚治君	石本 茂君	村田 秀三君	野口 忠夫君
高橋 誉富君	森下 泰君	栗原 俊夫君	市川 正一君
柿沢 弘治君	円山 雅也君	阿貝根 登君	竹田 四郎君
降矢 敬義君	藤井 裕久君	瀬谷 英行君	戸叶 武君
田代由紀男君	有田 一寿君	小柳 勇君	秋山 長造君
森田 重郎君	野末 陳平君	藤田 進君	河田 賢治君
林 寛子君	福島 茂夫君	宮本 願治君	上田耕一郎君
高杉 勉忠君	村沢 牧君	内閣総理大臣	福田 赳夫君
勝又 武一君	藤川 一秋君	外務大臣	鳩山威一郎君
福岡日出麿君	秦野 章君	大蔵大臣	坊 秀男君
夏目 忠雄君	広田 幸一君	運輸大臣	田村 元君
矢田部 理君	案納 勝君	郵政大臣	小宮山重四郎君
志苦 裕君	山東 昭子君	自治大臣	小山 平二君
戸塚 進也君	中村 太郎君	国務大臣	宇野 宗佑君
目黒今朝次郎君	浜本 万三君	官(科学技術庁長)	
久次米健太郎君	菅野 儀作君	官(科学技術庁長)	
山内 一郎君	内藤 三郎君	科学技術庁原子力局長	山野 正吾君
上田 哲君	山崎 昇君	科学技術庁原子力安全局長	牧村 信之君
和田 静夫君	藤田 正明君	資源エネルギー庁長官官房審議官	武田 康君
鳩山威一郎君	楠 正俊君	運輸省船舶局長	謝敷 宗登君
西ヶ久保重光君	川村 清一君		
安永 英雄君	吉田忠三郎君		
坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君		
下田 京子君	佐藤 昭夫君		
大森 昭君	松前 達郎君		

議長の報告事項

去る十月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

目黒今朝次郎君

補欠

吉田忠三郎君

大蔵委員

辞任

川村 清一君

補欠

田中寿美子君

文教委員

辞任

吉田 正雄君

補欠

宮之原貞光君

農林水産委員

辞任

田中寿美子君

補欠

川村 清一君

運輸委員

辞任

吉田忠三郎君

補欠

目黒今朝次郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

久保 亘君

補欠

松前 達郎君

農林水産委員会

理事 川村 清一君 (川村清一君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公務員法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

日本原子力発電事業団法の一部を改正する法律案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

核兵器の不拡散に関する条約第三條一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に白石健三君及び松尾正雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に岡本悟君及び宮崎清文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に加藤多喜雄君、高橋正蔵君及び宮脇朝男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会に長谷川操君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

会提出、衆議院継続審査

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

核兵器の不拡散に関する条約第三條一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(第八十回国会提出、衆議院継続審査)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に白石健三君及び松尾正雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に岡本悟君及び宮崎清文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に加藤多喜雄君、高橋正蔵君及び宮脇朝男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会に長谷川操君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

中野 明君

補欠

宮崎 正義君

大蔵委員

辞任

田中寿美子君

補欠

竹田 四郎君

商工委員

辞任

竹田 四郎君

補欠

田中寿美子君

通信委員

辞任

宮崎 正義君

補欠

中野 明君

同日議員から次の質問主意書が提出された。
煙作物(さとうきび)共済制度に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

特許権等の迅速・適確な付与ならびに特許情報問題に関する質問主意書(森下昭司君提出)

昨日議員において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

竹田 四郎君

補欠

田中寿美子君

商工委員

辞任

田中寿美子君

補欠

竹田 四郎君

予算委員

辞任

上田耕一郎君

補欠

安武 洋子君

決算委員

辞任

安武 洋子君

補欠

喜屋武眞榮君

下村 泰君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

補欠

田中寿美子君

補欠

科学技術振興対策特別委員

辞任

和泉 照雄君

補欠

堀出 啓典君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

文教委員会

理事 宮之原貞光君 (宮之原貞光君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 (第八十回国会提出、衆議院継続審査)

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求め、(第八十回国会開会第一号)議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求め、(第八十回国会開会第二号)議決報告書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求め、(第八十回国会開会第三号)議決報告書

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求め、(第八十回国会開会第一四号)議決報告書

アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求め、(第八十回国会開会第一五号)議決報告書

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案可決報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員桑原君提出F Xをめぐる新たな疑問に関する質問に対する答弁書

参議院議員桑原君提出日米貿易、特にアメリカ

の対日要求に関する質問に対する答弁書
参議院議員桑原君提出三原防衛庁長官の訪米をめぐる問題に関する質問に対する答弁書

〔第五号参照〕
審査報告書

昭和五十二年一般会計補正予算(第一号)
昭和五十二年度特別会計補正予算(特第一号)
昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十月二十四日

要領書
予算委員長 鍋島 直紹
参議院議長 安井 謙殿

一、委員会の決定の理由
昭和五十二年一般会計補正予算(第一号)

は、歳出において、(1)景気回復及び災害復旧のための公共事業等の追加、(2)国家公務員等の給与改善費、(3)構造不況業種を中心とした中小企業特別対策費、(4)二百海里規制に伴う北洋漁業救済対策費、(5)漁業水域に関する暫定措置法」等に基づく漁業水域制度の実施のための新海洋秩序対策費、(6)交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金増に伴う同特別会計への利子財源繰入れの増、(7)その他の経費の追加の合計五千二百四十六億五千六百七十九万一千円の追加を行い、他方既定経費の節減一千三百三十九億九千五百二十二万二千円、予備費の減額二百四十五億六千四百七十三万九千円及び所得税の収入見込額の減少に伴う地方交付税交付金の減額九百六十億円を行うこととしている。歳入においては、「昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による所得税収入三千億円の減収を見込むとともに専売納付金百二十五億

七千六百七十二万三千円、「一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律」(仮称)をもつてする産業投資特別会計からの受入金一千五百八十八億三千六百四十六万六千円及びその他収入八十二億一千三百七十九万三千円の増収を見込むほか、財政法第四条による公債金収入の増額二千五百億円、他方特別公債金収入を一千二百二十億円減額し、また前年度剰余金受入三千四百四億六千九百八十四万八千円を計上することとしている。

この結果、昭和五十二年一般会計予算の総額は歳入歳出ともそれぞれ二千七百億九千六百八十三万円を追加し、二十八兆七千八百四十三億六千六百九十七万五千円となる。

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計予算補正等に関連して、日本国有鉄道ほか二政府関係機関についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、一般会計予算補正等に関連して、日本国有鉄道ほか二政府関係機関についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十二年十一月二日 参議院會議録第七号

一四六

明治三十五年三月三十一日

所 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号